

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 一般質問

議長（大黒孝行君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番。1、清掃業務に係わる「某グループ」への不正利益供与疑惑について。2、共立湊病院と地域医療について。3、東海地震津波対策と浜岡原発の廃炉要請について。

以上3件について、7番 沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の紹介してくれました順に従って主旨質問をさせていただきます。

まず、清掃業務にかかわります某グループへの不正利益供与疑惑についてであります。

清掃収集業務に従事している職員6人は、本年4月の初旬に来年3月31日をもって雇いどめ、解雇すると当局者より申し伝えられたそうであります。

下田市の家庭ごみ収集は、5地区5台のパッカー車で直営で実施をされているところであります。このうち、3地区を民間委託することを決定した。委託先は株式会社栄協メンテナンスである。委託先の栄協メンテナンスに経験者がいなくては、引き継ぐときに混乱が起きると。希望者は栄協メンテナンスに職を紹介をする、協力してほしい、納得してほしいというご意向であったようであります。そして、このことは下田市議会でも既に了承済みのことであると、とんでもないことが伝えられていたわけであります。

事実だとすれば、やってはいけない違法行為であるとともに、特定業者との癒着そのもの、「ひろせグループ」への不正利益供与そのものではないかと思うわけであります。直ちに是正をされるように求めるわけであります。

第1に、市当局は今日の不況下で、雇用の創出、若者の働く場所をこの市の仕事の中に確保する、こういう責務を持っていようかと思うわけであります。雇用創出の政策を予算化し、実施をしている中で、どうして解雇をするのか。また、労働法令上からいいたしても、解雇

は労働組合との団体交渉事項であります。一方的にこれを強制すれば、大変な争議事件になりかねないという内容を含んでいるわけであります。

第2に、5地区のうち3地区の家庭収集業務を民間委託するという根拠もあいまいな内容であります。議会が了承したことなど全くないと思うわけであります。たとえ3地区の収集を民間委託するにいたしましても、入札等、当然必要な手続を経なければならない。行政上の公平性からいいましても、やってはいけない、あってはいけない内容を、この伝達の中では含んでいると思うわけであります。まさに、不正な利益供与そのものであると言わざるを得ないと思います。

市民のために一生懸命働いている、この30歳代の職員6人、この暮らしを支えているわけです。子供たちや奥さん、こういう職員の首切りは市民と職員の間を断ち切り、市長と市役所の能力をみずから縮小する、こういうことにならざるを得ないと思います。ぜひとも撤回をしていただきたい。

さて、株式会社栄協メンテナンスとの清掃業務に係ります不正疑惑につきまして、私は平成18年12月議会、家電リサイクルの違法処分問題、また一般廃棄物処理業許可証交付問題、さらには19年、20年の3月あるいは21年の9月、12月議会におきましても質問をさせていただいてきております。

古紙類は、平成20年度ベースでいきますと、年間400万円程度のお金で売れるにもかかわらず、栄協メンテナンスに処理費を年間600万円も払って、計差し引き1,000万円もの不当利益の返還を栄協メンテナンスに求めるべきだと、こういう主張をし、市当局に是正を求めてまいりました。アルミ・スチール缶類など、有価物を無償で栄協メンテナンスに提供することを改めるように求めてまいったわけであります。粗大ごみの取り扱いの条例違反の是正も求めてまいりました。そして、古紙類など有価物は市況を参考に入札手続、現在は見積もり合わせ等で進めているようではありますが、改善をするように求めてきました。去年は、ストックヤードも完成をした。

そこで、古紙、アルミ、スチール缶類の有価物の入札執行の現在の取り扱いはどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

また、処理のシステム、これもどうなっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

さらに、前年の決算認定におきまして指摘されております市の公共施設にかかわります浄化槽の管理についてであります。これも1社随契、入札しても栄協メンテナンスしかないから、ここで随契をするんだと、こういう主張を当局は繰り返してきているわけであります。

しかし、市の仕事を1社に独占させる、そういうことではなくて、業者を育てる観点も必要ではないかと思うわけであります。

どのような方向で、この議会の要請であります決算の認定におきます結論をどのようにお受けとめになっているのか、あわせてお尋ねをしたい。

次に、ひろせグループからの下田市長あて要望書、皆さんのお手元にこの要望書が届いているかと思えます。平成22年11月18日、これは私が情報開示条例に基づいて開示をしていただいた資料であります。どのような内容のもので、どういう経過でこの要望書が提出をされたのか、まずお尋ねをしたいと思えます。

さらに、下田配水池用地1万1,384平米は10年ほど前、河津町峰510番地の9に現住されております広瀬拓意氏所有となっているわけであります。5,000トンの下田配水池は下田市の上水道にとりましてはなくてはならない施設の一つであります。立野、中、本郷、高馬、旧市内、浜崎、白浜、朝日地区の配水にかかわっている配水池であるからであります。そして、この賃貸借契約に伴い、利益供与疑惑を生じさせているのではないかと、こういう疑いを私は持っているものであります。

そして、何よりも、このような重大な問題が市民にとっての水をきっちり、命の源であります、商売の源であります、この観光地、下田にとっての上水道をきっちり確保する。この課題に対しまして、重大な疑義が生じているにもかかわらず、全員協議会や議会にもこの経過が報告されていない。こういう姿勢は、当局のどこから出てくるのか、この点について追及をしたい、お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、皆さん、この資料の最後から2枚、下田市の水道施設用地にかかわる交渉経過がございます。ぜひともお目を通していただきたい。しかし、この経過はどのような形でどなたが書かれたものかということが開示の中に明確になっておりません。これを読み解きますと、いつの会議にも出席されている方は水道課長ではないかと思えますので、この方がお書きになったのかもしれませんが、どのような経緯でこの交渉経過がされているのかと、事実なのかどうかと、ここに記されている以外のものはあるのかないのか、あわせてお尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、皆さん、この経過交渉の中で、当初、市はひろせグループときっちりした対決をしていると、こういうものが経過から読み取れるわけであります。しかし、23年2月23日、副市長であります渡辺氏が起案をしましたこの議案書、捺印をしておりますのは市長と総務課長のみであります。担当者の印が全くない、まさに上部の秘密会議、シークレットでこの

方針が決定されたのかというような疑いを持たざるを得ないような稟議書となっているわけ  
であります。

そして、皆さん、まくっていただきますと、下田市焼却場ごみ収集業務、焼却管理業務に  
ついての回答と。清掃センターのごみ処理業務のうち、収集業務については平成24年度で一  
部民間委託を実施する予定です。今後、この体制については平成23年度中に決定いたしま  
すが、おおむね現在の5地区体制のうち、2から3地区を委託とすべく予定をしています。な  
お、焼却業務については現在の職員体制を考慮の上、引き続き検討してまいります。いわゆ  
る清掃にかかわる収集及び焼却についても、ひろせグループに委託をする、あるいは指定管  
理をする、こういう方向での回答書を市長名で出しているということでもあります。2月23日  
であります。とんでもないことだと言わざるを得ないと思います。

さて、次に共立湊病院と地域医療について質問をさせていただきます。

共立湊病院の運営は、本年4月1日をもちまして、平成9年10月から約13年間担当されま  
した地域医療振興協会から新たな指定管理者、静岡メディカルアライアンスに引き継がれた  
わけであります。このことによって、下田市民にとって地域医療サービスがどのようになっ  
てしまったのか、石井市長の見解をまずお尋ねをしたいと思います。

母親が救急車の中で、病院を探しているうちに死亡してしまった、不幸なことに亡くなっ  
てしまった、その親族の方が市長に抗議に来られたという話を聞いております。事実かどう  
か。プライバシーにかかわらない範囲でのお答えをいただきたい、こう思うわけあります。

また、盲腸の手術がこの地でできず、順天堂の静岡病院に搬送されたが、その日はあいにく  
ドクターヘリで3件もの患者が運び込まれてしまった。手術は翌日になってしまった、こ  
ういうことが耳に入ってきております。

今日の共立湊病院は、下田賀茂地区の中核病院としての役割を果たしているとお考えなの  
かどうなのか、市長の見解をあわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、川勝静岡県知事は、本年の3月17日、静岡メディカルアライアンスは杉原理事長し  
か医者が確保されていないことに驚愕をしたと、このようなことになった原因と責任の所在  
をはっきりさせ、住民に説明する責任がある。共立湊病院組合は、みずから医師を確保する  
努力をすべきである。そして、県派遣の3人の医師を共立湊病院から引き揚げてしまったわ  
けであります。この川勝知事のメッセージを、忠告を、下田市長としてどのようにお受けと  
めになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

3といたしまして、条例違反の静岡メディカルアライアンスとの協定を見直し、その責任

を明らかにすることが私は必要であると思います。共立湊病院組合病院事業の設置及び管理に関する条例は、8診療科目（内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、婦人科、小児科及び麻酔科）の医療サービスを提供し、入院患者の病床数は一般病床150床、感染症病床は4床と定められております。したがって、静岡メディカルアライアンスに5診療科目、入院病床50床の利用でよいとされた共立湊病院組合と静岡メディカルアライアンスとの協定は、明らかにこの条例違反であることは明確であります。

また、静岡メディカルアライアンスは小児救急や第二次救急にも対応しているとは現在言えない状態ではないかと思えます。この違法な協定すら守られていないという現状ではないかと思うわけであります。

医療サービスは、地域住民の最大の行政サービスのうちの一つであると思います。下田市長として、その責任の所在をぜひとも本議会で明らかにしていただきたいと思うわけであります。

4点目としまして、本年4月から新病院開院までの共立湊病院の運営について、指定管理者、静岡メディカルアライアンスに上限のない赤字補てんをする協定、平成22年12月6日付で結んでおります。40病床の入院患者で1億6,600万円の赤字補てんを見込んでいると、こういうシミュレーションを出しているわけであります。30床足らずの利用で、幾らの赤字補てんが必要になるのでしょうか、その財源は1市5町の負担金によらざるを得ないと思うわけであります。下田市の負担金額と、その財源措置はどのようにされるのか、お尋ねをしたいと思います。

5点目としまして、新病院の地震、津波対策についてであります。

3月11日、東日本大震災を経験して、各地で地震、津波に対する防災対策が見直されているところであります。5.5メートルほどの津波が下田市内を襲いました安政の大津波から、約160年近くたとうとしているわけであります。東海地震、東南海地震、南海地震と3連動の地震によってマグニチュード9クラスの大地震が必ず起こると言われているわけであります。下田市でも、この大地震と津波に備える必要があるわけであります。

そこで、第1に、新病院建設用地の液状化対策が考えられているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

第2に、津波の襲来に備えられているのでしょうか。平滑川をさかのぼり、下田湾より直線の道路が津波の通り道となり、新病院を襲う危険はないのでしょうか。災害や、また救急病院としての機能をきっちり確保できるような設計になっているのか、あわせてお尋ねをし

たいと。

第3に、浸水の想定シミュレーションを行って、設計の見直しをすべきではないかと思えます。管理者、南伊豆町長は伊豆新聞の報道によりますと、稲葉町議の一般質問に、設計変更等につきまして答弁をされているようであります。どのような協議がなされ、どのような方向が今検討されているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

6点目としまして、平成24年の5月、新病院の開院の運びとなりましたとき、12診療科目、13人以上の常勤医師や100人近くの看護師さんと医療スタッフはどのように確保がされる計画になっているのかお尋ねをしたいと思えます。

次に、東海地震津波対策と浜岡原発の廃炉要請につきまして質問させていただきます。

平成23年3月11日の東日本大震災で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを、まずもって申し上げたいと思うものであります。

下田市においても、東海、東南海、南海と3連動によりますマグニチュード9クラスの地震、津波から市民の命と財産をどう守るのか、防災対策（計画）の見直しが早急に必要となるところであります。

まず、命を守る対策をどのように見直されるのか、お尋ねをしたいと思えます。

次に、市の施設や公共施設の点検、庁舎や調理場、認定こども園の建設地の見直しを進められているようですが、どのような手法で、どのような日程で決められるのか、お尋ねをしたいと思えます。

3点目としまして、下田市幼稚園、保育所再編整備基本計画との関係はどうなっているのでしょうか。平成25年度中に白浜、稲梓、吉佐美幼稚園は下田幼稚園に統合し、大賀茂、柿崎、白浜、須崎、第3保育所は廃止し、認定こども園を第3保育所跡に建設をすることであります。この建設地が見直されるということであれば、当然この整備計画も根本から見直すという必要があるかと思うわけですが、いかがでしょうか。

また、地域の子供たちは地域で育てるといふ、この理念を捨て去ってはいけない、そういう形でのまちづくりをしてはいけないと私は思うものであります。

4点目としまして、3月11日、この災害の影響は当市にも大変な不況を、影響をもたらしていると思えます。一時休業や、それに伴う解雇等であります。観光業への支援は、まさに救援の施策が必要ではないかと思うわけであります。また、各種経済団体からも多くの要望が市に寄せられていると思えますが、どのような要望が出され、どのようにその期待にこたえようとされているのか、お尋ねをしたいと思えます。

観光業の皆さんは、夏に向けた救援資金援助が必要であります。入湯税や固定資産税の減免、あるいは徴収猶予など、具体的な支援が必要であろうかと思えます。建設業界の皆さんからも、市内業者によります請負工事が求められていると思うわけであります。何よりも、雇用の安定化が求められていると思えます。どのような雇用対策を展開をされようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、伊豆急電車は通常どおり、この新聞報道によりますと夏場は頑張ってくださいと、こういうことではありますが、具体的にどのような交渉がされ、どのような回答を得ているのかお尋ねをしたいと思います。また、東京電力の計画停電など、ぜひともこれはあってはならないと思うわけであります。市当局として、どのように協力依頼をし、交渉を進めているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、浜岡原発の廃炉についてでございます。

さて、福島第一原発の放射能汚染、今日まで垂れ流されておりますこの放射能の放出の危機的な状況は、より一層深刻なものとなっていようかと思えます。既に、静岡市葵区藁科地区での一番茶、荒茶から国の暫定規制値、1キログラム当たり500ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたと、出荷自粛と自主回収を要請をされたという記事が出されております。これらのことは、単に静岡の遠くのことではなく、静岡県、この下田市にとりましても大変な風評被害を及ぼすということが想定がされようかと思うわけであります。

都内の食品業者が、この6日に自主検査した結果、規制値を上回る679ベクレルを検出し、静岡県も再検査をしましたところ、同様に多くの放射能を検出したと、こういう報道がなされているわけであります。

伊豆地区におきましても、359ベクレルの放射能セシウムが検出されたという記事が静岡新聞に出されているところであります。放射性セシウム137の半減期は30年、セシウム134は2年だと、放射性ヨウ素は8日だと、こう言われているわけであります。

環境省は14日、全国の海や湖沼、河川等の水浴場が水浴に適しているかどうか判定するのに、大腸菌数などをもとにした従来の指標ではなく、別に放射性セシウム等の線量の指針値を新たに導入することを決めたと、こういう報道がなされております。昨日の質問で、5月5日、既に海についても検査をしているという答弁をいただいておりますが、この基準が下田市内の海水浴場での検査はどのように進められるのか、いつまた公表されるのか、安全な海水浴場であることを証明し、宣伝することが必要ではないかと思うわけであります。

新聞紙上にも、伊豆新聞にも、大気中のセシウムと放射能の測定値は毎日、この新聞にこ

のところ出ていようかと思いますが、同様に海の水につきましても、あるいは飲料水についても検査をしていただいて、大丈夫だと、ぜひこの下田に夏来てくださいと、こういうことが言えるような仕組みをつくっていただきたいと思うわけであります。

菅首相は5月6日、世界一危険と言われております浜岡原発の運転停止を中部電力に要請され、既に4号機は13日、5号機は14日に停止をされました。しかし、防波堤などの津波対策が整備されれば、浜岡原発の再稼働を認めるとしているわけであります。

東海地震の震央、活断層の真上に設置されております浜岡原発は、停止をし、廃炉するしかないと思うわけであります。住民の生命、財産を守る道は、ほかにないと確信をするものであります。

このような見解に立って、湖西市長、焼津市長、あるいは吉田町長、菊川市長等とともに、下田市長、石井直樹氏が浜岡原発の廃炉を表明したことにつきましては、大変敬意を表したいと、こう思うものであります。

湖西市の三上市長は、109名の弁護士が呼びかけました浜岡原発の終了を求める、そして廃炉を求める訴訟の原告団の1人として、態度を表明されているところでございます。石井市長も、ぜひともこの訴訟をサポートしていただきたいと思うものであります。

静岡県下、特に賀茂郡下の首長にはぜひ呼びかけ、浜岡原発の廃炉を求める声をより一層高めていただきたいと思います。また、市主催の講演会等、正しい知識を市民に与えるという、こういう取り組みも市長にお願いをしたいと、こう思うものであります。あわせて、市長の所見をお伺いをしたいと思います。

以上で主旨質問の説明を終わらせていただきます。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初のご質問でございます。清掃業務にかかわる件につきましては、後ほど細かく副市長のほうから答弁をさせていただきます。

共立湊病院と地域医療の関係でございます。

最初に、幾つかの質問の中にですね、今の共立湊病院の状態地域医療サービスが整っておるかというようなご質問でございました。現在、ご存じのようにホームページにも載せられておりますが、外科、内科、整形外科、婦人科、麻酔科というような診療科目になっておりまして、多くの方々に医療提供が行われているというような判断をさせていただいております。



診療科目につきましては、前の病院と比べれば眼科とか耳鼻咽喉、小児科ないのは承知をしておりますが、本年1年間、皆さん方もよくこの議会でも医療空白ということを追求してきました。これを何とか阻止しろという中で、前指定管理者が撤退する中で、SMAさんに受けていただいたということで、かなり無理がある中での1年間、空白をつくらずにできたということは、大変よかったという判断をしておりますし、この1年間の最大の目標というのは救急車を受け入れる病院というものの確保ということに特化をさせていただいた経過がございます。それを強くSMAさんをお願いしてきたわけでありますので、その件につきましては十分満足できる今内容になっておるのではないかというふうに考えているところでございます。

今現在、SMAさんのほうでは医師確保ということを来年のオープンに向けて図っているところでございます。これにつきましては、協力、連携を図りながら、来年のオープンに向けて住民の方々の期待を裏切らないような公立病院というものを目指していきたい、こんなふうに考えているところでございます。

この項目の中で1つ、議員さんのほうから母親が救急車の中で亡くなられたということで、市長のところにその親族が抗議に来られたということでございますが、抗議を受けた経過はございません。お母さんが亡くなられたという経過を、まず電話で私のほうに、実は市長さん、こういう形でうちの母親が病院へ着く前に亡くなったというようなことで、その経過等の中でやはり二次救急というものをしっかり地域住民のために確保していただきたいという、まずお電話をいただきました。私のほうは、当然、下田市がこの賀茂郡下の二次救急の責任市でございますので、当然のことながら、まず消防長のほうに経過説明を求めました。ですから、内容的にはよく私のほうも理解をしております。

ですから、その方が二次救急の病院で受け入れ先がないというのは、3月の件でございましたので、まず前の指定管理者がやっている共立湊病院、それから西伊豆病院の2つしかない中での出来事でありました。調べてみますと、当時の当番病院は前の共立湊病院でありました。内容的には、箕作の病院というか、診療所で先生が面倒を見たということですから、当然のことながら仕組みとすれば二次救急の病院を一生懸命探されたんじゃないかというふうに思います。西伊豆病院も、ちょうどオペが入っていて受けられないということで、最終的には東部総合病院で受けていただくということになったけれども、その途中で亡くなられたと、こういう報告でありましたので、大変残念な結果にはなったわけであります。

後日、その息子さんが私のほうに来られましたことを、多分、議員は抗議に来たというふ

うなことでおっしゃっているんでしょうけれども、私に対して市長のところへ二次救急の何とかしっかりやってもらいたいという電話したけれども、どうなんだろうかというから、いやこういう対応をすぐにとりましたと、内容もわかりましたと。どこの病院が当番医で、それが受けてくれなかったというような経過の中で、西伊豆病院にもお願いをしたけれども、そこも断られて東部総合病院というような経過になったという、るる説明を申し上げまして、この4月からは3病院体制で二次救急をやらさせていただいていると、こういうご説明をしたら、納得して帰っていただいたという経過はございます。

ですから、抗議に来られたんじゃないくて、二次救急をしっかりやっていただきたいと、こういうことのお話であったというふうに思っております。私のほうには、しっかりその対応のメモをとってありましたので、るるお話をした中ではご了解をいただいたというふうに思っております。

あと、盲腸の件は全くわかりません。どういう内容だったのか、これ私のほうには情報として入っておりませんので。

それから、川勝静岡県知事が本年3月17日の、いわゆる静岡メディカルアライアンスに対しての叱責ということについては、確かに医師の確保ができていない状況の中で、私ども病院組合を運営する側とすれば、大変申しわけなかったということで、知事のご立腹は当然であったろうというふうに考えておりますが、その後、SMAさんも常勤医師の確保ということに努力をされました。すぐ後の4月5日の知事の記者会見の中で、知事は最後のぎりぎりまで医師確保に努めたSMAと杉原理事長の努力には心からお礼を言いたいと、こういう記者会見での発言がありましたので、知事は一時怒ったけれども、対応をしっかりやったという中で、逆にしっかり応援をしたいという発言をされているということで、今後のですね、来年のオープンに向けての県からの医師確保ということに、我々とすれば向かっていきたいというふうに思っております。

この1年間のSMAさんに対する指定管理ということで、条例違反じゃないかというようなこと等が述べられました。この病院に対しましては、とにかく先ほど申し上げましたように、1年間の撤退をしてしまった後の病院を空き家にするわけにはいかないということで、SMAさんに本来は来年の新病院から受けていただくお約束のものを1年間前倒しでやっていただいたということで、今現在、全国では何か医師がすごく不足をしているというような状況の中で、すごく頑張らせていただいているということで、確かに小児救急を標榜できないというのは小児科の先生が集まっていないということで、これはやむを得ないのかなという

ふうに思っておりますが、前の病院でも小児科の先生がいないときには、一時そういうこともありましたので、それもやむを得ないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、1年間の赤字補てんの問題であります。まだ現在3カ月もたっていないという中で、どのくらいの額になるのかということで、我々もまだ見きわめはできておりませんが、議員がおっしゃるような、その赤字について各市町が負担金を出さなきゃならないじゃないかということは、これはあり得ません。ある程度の資金を確保しながら、病院組合は運営をされてきておりますし、当然のことながら一番組合がやらなければならなかったのは、この医療空白をつくっちゃいけないということでしたので、赤字が出るから1年間この病院は要らないよというわけにはいかなかったというふうにご理解をいただければ、若干の赤字がふえるということがあっても、病院組合とすれば、それはやむを得ないという判断での行動でございます。当然、これは6市町の首長がしっかり合意をしてスタートしたという経過がありますので、そのかわり各市町に対しては赤字負担をさせないというような形の中での合意がされておりますので、ご心配要らないというふうに考えていただければいいと思います。

来年オープンいたします新病院の地震、津波対策でございますが、大変、議員のほうから液状化とか、今回の津波ということに対してのご心配が出ました。当然、プロポーザルでやる中で、まずはやっぱり地震対策ということでございますが、当然、県のほうからもいろいろなシミュレーションの中で、きのうの議会でもちょっと言ったような液状化というのは必ずどこかで出てくるシミュレーションがありますので、特に今回の病院建設に対しましては、基礎工事部分につきましては大変な業者が努力をされております。

特に、基礎部分の、要するに内容であります。当初どこまで岩がきているのか、要するに岩盤ですね、あるのかということは病院組合でもある程度調査をさせていただきましたが、それ以上に受注をされた業者が改めて、やっぱり液状化、地震に対する問題ということで、さらなる細かい調査まで業者側の負担でやっていただきまして、今回の建設につきましては基礎部分にしっかり岩に当たるようなところから、くいを打ち上げてやっておりますので、少しぐらいの免震に対しましては対応できるというすぐれた耐震性のある病院ができるというふうに我々は聞いておりますので、そのような病院になるんだろうというふうに思っております。

来年の新病院オープンに当たりまして、議員のほうから医師の確保ができるのか、看護師の確保ができるのかというようなことでございます。それから、診療科目の心配もございま

したが、我々はこの病院に対して義務づけておるのは、常勤医が10名以上ということ義務づけております。診療科目につきましては、今のところ11診療科目というようなお話がきているんですが、これも医師の確保によっては診療科目が若干減ってもですね、これだからペナルティだよということではなくて、やはり目標とすれば内科、外科、小児科、整形、それから消化器内科、眼科、耳鼻科、皮膚科、麻酔科、リハビリ、それから放射線科と、こういうような診療科目を持ってオープンすると、準備をしておりますので、10名の常勤医師の確保とともに、今現在は常勤、非常勤入れて共立湊病院は19名の医師を抱えております。そういう中での回しをしながら、しっかり地域の医療、それから来年のオープンに向けて対応をしてくださるというふうに思っております。

3つ目の東海地震の関係でございました。下田市民の生命を守る対策、どういうふうに考えておるのか、きのうの議会でもほとんどの議員の皆さんから同じような質問が出ました。重なる部分があるかと思いますが、これはすぐ対応していく短期的な政策、それから少し時間をかけてつくっていかねばならない基本的な防災計画、こういうことの2つに分けられるんだと思いますけれども、短期的につきましては防災ラジオの購入ということで、今回も3,000台を超える申し込みがありました。これの補正予算も、今回の議会にお願いをしているところでございます。

それから、津波訓練。6月の広報には緊急特集で東海地震の関係を掲載させていただくような形で、まず市民の防災意識を高める対策というのはさせていただいております。

それから、避難路の関係なんかでも、やはり先般やった津波避難訓練の結果をもとに、一時避難場所の適否というのは、これはもう早急にやっていかねばならないという問題だと思います。

今回の東日本の大震災を受けまして、現在、県のほうでは危機管理部のほうから東海、東南海、南海の3連動の検討結果、この23年度中にまとめるということをしております。それによりまして、今度はそういう地震がきたときに人的被害、あるいは物的被害というものも想定を24年度にまとめるということの、これはもう年単位の作業ということになりますので、そういうことを見きわめながら防災計画がしっかりデータにのっとった計画づくりにいくべきであろうというふうに思っています。

庁舎と認定こども園の関係でございまして、これも昨日少し細かく述べさせていただきました。今現在、庁舎につきましては庁舎内の新庁舎建設ワーキング会議というのをやらせていただいております。いろいろ場所の問題等が流動的になってまいりましたが、これも含

めていろいろ検討を、やはりまちの中心部に近く、そして安全性を考慮した高台というような検討、基本考えがありまして、今現在、市有地、民有地を含めた建設候補地の場所を数カ所挙げながら、その内容について検討を行っているところでございます。

あと、今回の東北大震災に絡みまして、各種団体から多くの要望、それからそれに対してどういう対応しているかというのは、それぞれの担当部署がありますので、担当課のほうから伊豆急の運行状況も含めまして答弁をさせていただきたいというように思います。

浜岡原発の問題でございますが、これは今回の福島事故を受けて、大変私自身も強い衝撃を受けました。まさに、70数キロしかないこの下田というのは、何かあったときには西の風に乗っての放射能の影響というのは大変強くあるということを感じまして、今まさにこの浜岡原発の廃炉に向かって努力をしております湖西市長の三上さんとは大変仲良しでありますので、常に携帯電話で話し合いをさせていただいているところでございます。

その中で、議員がおっしゃった浜岡原発の訴訟の原告の1人として市長にも入ってもらえないかということは、三上市長からお誘いがありました。しかし、それはちょっと性質が違うということで、私自身は丁重にお断りをいたしました。

当時、袋井市長も同じように三上市長と同調していた部分がありましたので、袋井市長にもお伺いしたところ、袋井市長も断るということで、多分この原告団に入られたのは三上市長だけだと思います。

今後、この原発の問題につきましては、県の市長会でもやはり大変な議論をされました。いろいろな意見が出されまして、本当にこの浜岡原発の廃炉を求めるといような意見というのは、本当に少数の方で、あとはいろいろまだもう少し慎重にやるべきだとか、いろいろな意見が出ました。

ですから、今後は我々はやはり県の市長会で同一步調がとれるのか、あるいは国がどのような原発に対する国策として方向性を出してくるのか、これも大変大きな問題であります。湖西市長とは個人的に連携をとりながら、いろいろ情報を共有していこうというようなお話をさせていただいているところでございます。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、私のほうからは、最初の質問であります清掃業務にかかわる某グループへの不正利益供与疑惑について、この件につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

議員からは、明確な幾つかの質問事項が出されておりますので、順を追って答弁をさせて

いただきますが、この質問の大局につきましては、大きく判断いたしますと、1点目としては現在、清掃センターに臨時職員として勤務している者を何でこの時期、雇いどめ、解雇するのかという、また2点目といたしましては、収集業務を一部民間委託として予定しているようだが、その委託先として特定の業者と話を進めている、これは問題である。そして、これらに関連した幾つかの質問であろうかと思えます。

答弁をより理解をしていただくための、この項目の後ろのほうで質問されました、当グループからの市長あて要望書とは、どのような内容のもので、どういう経緯で提出されたかということから、答弁をさせていただきたいと思えます。

これは、議員も質問の中で述べておりますように、水道施設、基幹施設であります配水池が西中の山の上でございます。5,000トンの貯水量でございます。この用地につきましては、当初は西中の個人の名義の所有地でありましたが、その方が少しお金に困ったというようなことで、何か処分をしたいというようなお話がありました。一時期、不動産会社への売却をしたようでございますが、市との契約事項もございまして、これはもとに戻してもらいました。

しかし、どうしてもお金が必要というようなことで、それ以降、今言われているグループのオーナーが個人名義で取得をいたし、それからずっと約10年間、借地契約、これを継続して結んできているところでございます。

こういう経過の中で、昨年10月13日、22年10月13日付でこの所有者より、この土地の賃貸借契約の解除の通知がありました。その理由としては、その土地で長年予定をしていた育林事業、例えば自分の経営に関連したサカキとかシキビとか、こういう植育をやりたいと、そして自分一人ではなかなか難しいんで、共同経営者として既に知人にも話をしてある。もう10年間も貸してきたんだから、ぜひ返地をしてもらおうと、これはもう本気だと、これは議員が開示請求で求められた我々からの回答書の中にも若干記載をしております。

この要望のあった根底には、これも記載してございますけれども、行政は当グループ企業に対して大変冷たいと、自分たちをつぶすつもりではないかというような言葉も発しておりました。そして、自分たちは社員、これはもう当然市民が多いわけでございますが、含め精いっぱい頑張っているんだということで、企業の発展、また社員の給料を支払うためにも、これは企業として要望すること、または要求することは当然企業の姿勢としてやっていくんだということでございました。

そして、いろいろな企業を行っているのも、やはりそういう姿勢の中で事業を拡大してい

る。だから、大変競争相手として敵も多いと、これも承知をしているが、これは企業を守るため、社員の生活確保のためにどうしてもやっていくことなんだと、そういうふうな話もしてきたわけございまして、これは私としてもですね、好きとか嫌いとかは別として、ある程度理解をしなければならないなというふうに思っております。

そうした中で、どうしても返せということでございましたが、大変基幹の施設で、これをすぐ返せといったって、とてもできないことだと、何とか引き続き貸してほしいよと。でも、下田市としても、何度も言いますが、基幹の施設であるから、できたら譲ってほしいと、適切な価格、不動産鑑定も入れますよと、ぜひお願いしたいということでの交渉もしたんですが、絶対売らないという返事でございます。

開示請求で書類が添付してございますとおり、10何回にわたって交渉をいたしました。これも、いろいろ重要な案件でございましたので、先ほど議員からはこの席にですね、当時の上下水道課長が立ち会っている、当然私もオープンにする、透明にするということからして、単独の話し合いは持ちません。複数での交渉を行ってきたわけでございます。何度か、そのオーナーと話をしたんですが、なかなか副市長と話をしても、これはもう進展しないということで、もう一人、企業の責任者に、じゃこれは任せるから、あとはそちらと協議をしてほしいよというような話になりまして、ある一定の時期からは、その方との話し合いを行ってきたものでございます。

そうした中で、当時のグループの会長としては、育林事業を何としてもやりたいから、これは意思が強いと言いつつも、我々としても我々の事情を言って、何度となく購入を持ちかけたわけでございますけれども、もうこれは一貫して絶対売らないと。当然、企業として行政に、言うなれば貸しをつくっておいて少しずつ返してもらうんだと、そういう企業の姿勢でございますから、これは幾ら私がどう言っても理解をしてもらえませんでした。

しかし、もう一人の責任者との話の中では、じゃそれだけ行政側が言うんだったら、我々としても今まで行政に対する不満は山ほどあるけれども、少し要望を出させてもらうよという話の中で、議員が言われる要望書が出されたものでございます。

要望の内容につきましては、今、議員が議長の了解を得て、それぞれ議員の皆さんのところへ写しをお配りしてあるかと思えます。この内容のとおりでございます。これが経過でございます。

そして、それぞれ議員から项目的な質問がございました。1点目は、清掃収集業務に従事している職員6人は、4月初旬に来年3月31日をもって雇いどめ、つまり解雇するという当

局者より申し伝えられたということで、これは事実でございます。職場の責任者であります課長から、その旨を伝えました。課長からの報告では、今年の4月14日に収集業務全体会議を行いまして、平成24年度から収集業務の一部民間委託化の方向を説明したというものでございます。

これは、もう議員も承知のように、昔から審議会の陳述書にもあるように、民間収集業務で民間に委託できるものは、もう委託をなさいよという方向づけが示されておりまして、我々もそういう方向に沿って、例えば清掃業務の正規職員の退職、これに対しても不補充を貫いてまいりました。また、一部では任用がえ、プラントへ出向をいたさせたり、また庁舎の業務にも出向という形ではございませんけれども、任用がえをして従事させたりしまして、不補充、これはもう今言いましたように、時期の段階で一部民間委託を行うという行政側の方向の中で進めてきた経過もでございます。

また、今回の第4次の総合計画、また行革大綱にも明確にですね、これは24年度から一部民間業務委託を行いますという方針が出されております。そういう方針に沿って、課長がその旨を伝えたとところでございます。

それから、いずれ議会へは報告するという話をしているということでございますが、これは課長がそういうことを言って、議員からは議会へは報告した、とんでもない、聞いてないということでございますが、課長からはその旨は言っていないと明確に報告がでございます。これは議員もですね、事実だとすればということでの質問の要旨にありましたから、これは事実ではないということをお願いさせていただきます。

また、2点目の下田市の家庭ごみ収集は、5地区5台のパッカー車で直営で実施されており、このうち3地区を民間委託することを決定したということでございまして、これらにつきましても委託が決まったようなことを言っているんじゃないかということでございます。これは、先ほど交渉の中で、私または同行した職員の話の中ですね、今言いましたように審議会の陳述書、これは相当昔になりますけれども、それからそれを受けての行革大綱や総合計画の中でも、民間委託という方向が決まっているよと、これは我々としても早い時期に民間委託をしますということは、相手側企業には話をいたしました。そうしたなかでやはり民間委託をするということは、大変な市の重要業務を委託するんでございますから、廃掃法の中でもその資格が明確に示されております。今の段階で認可をしている業者のうち、やはりそういう実績や資機材、人力、資金、こういうものが備えられてきて、経験としても可能な業者は今の段階ではおたくしかいませんねの話は当然しています。



それは現在、リサイクル収集も、その業者がやっております、何ら問題なく、トラブルもなく、長年もうやってきて、この実績も加味しての私の答えであります。

そうした中で、議員も言われておりますように、この時期、職員を解雇することはとんでもないと。確かに、心情的にもですね、臨時職員解雇することは大変厳しい思いはしております。しかし、これは契約で約束ごとがございます。臨時職員、大変厳しいんです。正規の職員と比べてですね、大変劣った条件の中で、同じような仕事をしていただいている、これも理解をします。でも、やはりそういう前々からのいろいろな方針の中で委託をするということは、臨時職員を採用する段階でも説明をし、そういう状況になれば雇いどめ、解雇もいたしますという約束ごとの契約の中で雇用をしている経過もございます。

しかし、今言いましたように心情的なこともありますから、私としてはもしそういう委託をするような状況になったら、今臨時の職員がおりますけれども、何とか身分不安定な状況よりも、しっかりとした社員として雇ってもらえれば、これは相手もあることですから、相手が嫌だと言えればそれまでですけれども、そういう方法はできますと、あっせんはしません、そういう方向は考えられますかという話もいたしました。

この話は、沢登議員が今質問の中で、雇いどめという厳しい情景を心配している。私も、同じ心配の状況でございましたから、これも相手側に話をしたら、ぜひ相手が望めば、社の基準に納得してもらえれば、ぜひ正規社員として雇いたいと、そういう話もしたことも事実でございます。

それから、今言ったような話がですね、既にあるグループ、または企業にもうやるような話をしている。これは違法行為である、特定業者との癒着そのものだということで、直ちに是正されるように求めます、この質問でございます。

今言いましたような事情で、交渉の中では、頼みますよということではなくて、今の現状からいけば、もうその協議をしている業者しか能力的に該当する能力を持った業者はいないなという話はしていることは事実でございます。

それから、今ちょっと述べましたが、雇用創出の政策を掲げていくときに、どうして解雇するかということは、そのような臨時職員、大変厳しいんですけれども、約束の中でのことで、でもやはり心情的にはぜひ、あっせんはしないんですけれども、何とか転職できる場所を探したいなという思いで話したものでございます。

それから、5地区内の3地区の家庭ごみ収集業務を民間委託する根拠もあいまい、これは先ほど言っているそれぞれの総合計画や大綱の中で、もう既に方向が定められている民間委

託でございます。民間委託をする、これは行政執行上の方針でございます。

それから、3地区といいますのは、現在、議員も言われておりましたが、一時期、6台12人体制で収集業務をやっていたんですが、21年度から5台10人体制といたしました。そうした中で、何とか一部民間委託をしたい。そして、効率的な収集を行いたい。特に、まちなか等々は今までも市民から、ぜひとも朝早く収集ができないかと、夕方までその収集場所にごみ如山積みされているのは、いかんとも観光地でしがたいと、そういうふうな要望もございまして、何とか職員ではできないかなという議論もしたんですが、なかなか難しい。そういうことも踏まえまして、さらなる効率的な収集を行うためにも、一部民間委託をしよう。その場合、パッカー車のかえどきといいますか、この1台800万円以上するものですから、この機会にぜひ方針に沿った委託3カ所を予定したいなということで、明確にこのあいまいという質問に対してはお答えをさせていただきたいと思います。

それから、議員が言われているように、今までこの議会におきましても、いろいろこの一般廃棄物処理については質問がされました。我々も、庁内に調査検討委員会を立ち上げまして、いろいろ不透明な部分も透明性のある処理方法にほとんど改めてまいりました。これは、議員も評価をしてくれているかと思えます。

そういうことで現在、どういうふうな処理の仕方をしているのか、会計処理ですね、こういうことにつきましては担当課長のほうから、明確に知っていますけれども、細かく説明をいたさせたいと思います。

また、粗大ごみの処理とリサイクル物品等持ち込みについても、現状の処理方法、これも担当課長のほうから説明をいたさせます。

それから、例年の決算認定において、指摘されておりました市の管理する公共施設の浄化施設、この保守点検と清掃業務につきまして、今まで1社随契という形でやってきました。これは議員も言われたように、指名参加願いを出している市内の業者が1社だったものですから、そのような見積もりをとって随契でやってきたんですが、本年度、平成23年度からもう1社、市内の業者が参加願いを出してまいりました。そして、今まで長年、市の公共の施設のそういう業務を行っていなかったものですから、いろいろ能力等々にも対して調査もさせていただきました結果、十分に市の公の施設の清掃や保守点検もできるという判断から、今年から入札を行いました。これは議員言われるように、改善をしたところでございます。

それから、こういう問題をなぜ議会へ報告しないのかということでございます。決してシークレットではなく、またオープンにしないわけではございませんけれども、通常の交渉の

中でこれがなかなか話がまとまらなくて、もう貸せないと、明日までに、例えば明日というのは極端ですけれども、今年度末までに取り壊せとか、また訴訟に発展しかねないというような事態になればですね、それは当然我々も今までの経緯の中、また経験、先例の中で、議会に報告をする、その気持ちは持っておりますけれども、それらにつきましてはいろいろ交渉の経過の中でしたもんだしましたけれども、何とか引き続き貸してもらえると。

ただ、現在でもぜひ売ってほしいということは申し伝えてございますので、今後引き続きまた交渉するんです。そういうふうないっぺん解決している状況でございますので、今の段階で報告は必要ないといえますか、行政執行上の範疇だろうという判断をしたものでございます。

それから、最後の中で、経過交渉については当時の上下水道課長がすべて立ち会っています。会議録等々は、これ以外のものはあるのかという質問でございますが、これがすべてでございます。

それから、起案書につきまして、私の起案で総務課長、市長しか判を押していない。先ほども言いましたが、シークレットなのかと、決してそんなことはございません。交渉の中でも、すべてこれはオープンにしますよと、私は相手側にも述べてきたところでございまして、決して秘密裏ではございません。

ただ、こうい多にわたる事例については、好む好まざるとですね、これは私の職務だと思っております。やりたくはないんですが、当然私が前へ出てやらなければ解決できませんから、私の起案で各担当課長から何度か集まっていたきまして、回答を求めまして、相手側にそれを集約してやったものでございまして、判を押してあるのは3人だから、3人しか知らないんじゃないじゃなくて、それぞれの部署の課長は承知のことでございます。

一応、議員からの質問については、すべて答えさせていただきました。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 質問者にお諮りをいたします。

ここで休憩にいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、10分間休憩をいたします。

午前11時13分休憩

午前11時23分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） 沢登議員の質問で、個別質問で古紙、アルミ、スチール缶類の有価物の見積もり、執行等の取り扱いと、その売却収入はどのように会計処理されているかということですが、有償売却が可能な品目は市が複数社から見積もりを徴し、決定した売却価格で、その数量に相当する金額を市に納入することになっております。缶類については、市内業者3社による見積もり合わせ、古紙類については2社見積もり合わせで処理業者を決定しております。参考に、平成23年度においてはアルミ缶はトン12万5,000円、混合プレス品はトン2万5,500円、古紙類はトン1,300円であります。

次に、粗大ごみの処理とリサイクル物品等持ち込みについても現状の処理方法についてはどうかということですが、粗大ごみ処理は破砕処理施設を有している市内業者へ処理委託をしております。内訳といたしましては、清掃センターへ持ち込まれた不燃性粗大ごみ処理6万5,700円で委託をしております。また、清掃センターへ持ち込まれた可燃性粗大ごみ処理はトン2万5,900円で処理委託をしております。

リサイクル分別収集された粗大ごみは、市で重量を計量し、処理業者の先へ運搬され、トン5万6,000円で処理をしております。また、処分業の許可をした破砕処理施設へ持ち込みされた粗大ごみは、市の計量を受けてトン当たり5万7,700円を支払っております。

次に、リサイクル分別収集された再資源化品で、3種類の瓶とペットボトルは日本リサイクル協会へ処理委託をし、乾電池、蛍光灯は再資源化業者へ処理委託をしております。缶類、古紙類、廃食用油はリサイクル分別収集運搬業者委託先施設で処理をしております。清掃センターへ持ち込みされた資源物品の処理は、まず缶類はプレスした後、アルミ缶は約3トン、スチール缶は15トン程度がたまるまで保管し、古紙類は古紙類ヤードへ保管し、見積もり落札者が随時搬出をしている現状であります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） それでは、私のほうは災害の影響による一時休業、そういったものの関係の影響に伴う要望が各経済団体から出されているよということ、それに対する回答。そして、もう1点、雇用の関係について答弁させていただきます。

まず、要望につきましては、市内経済団体のほうから出ておりますが、まず3月25日に下田の温泉旅館組合から要望書が出されております。産業振興に関するものが主なものだった

んですが、その中で計画停電に伴って今後予想される、これ3月の時点だったものですから、計画停電のことがまず一番大きかったということです。今後予想される東京電力の電力供給体制に対し、夏季、冬季を見据えた早期取り組み、それから長期移住者、被災者のことだと思えますけれども、長期移住者受け入れに対する空き家、働き場所等の提供等の要望がございました。

この要望に対しましては、もちろん東電への要請、要望も含めまして、関係企業、商工会議所等、各団体に対する要請や協力、連携による取り組みを強化していく等の内容を回答いたしました。

この時点では、まだ3月ということで、なかなか具体的なご回答ができなかったわけですが、その後4月25日に資金繰り円滑化の対策ということで、市内経済団体、6団体になりますけれども、商工会議所をはじめとする観光協会、旅館組合等も含めておりますけれども、そこから県融資制度を利用する中小企業災害対策資金、それから同じく経済変動対策貸付資金、そして下田市の小口資金に係る利子補給制度の拡充の要望がありました。これにつきましては、回答ということではありませんが、今回の6月補正のほうで上程させていただいておりますけれども、それぞれの融資利率がございますが、これに対する額の全額補助を行うと、これは4月1日にさかのぼって実施をしていきたいというふうに考えております。

もう1点、雇用の関係ですけれども、これはなかなか難しい対策でございますが、先週、下田公共職業安定所ハローワークのほうで情報をいただいていたんですけれども、この大震災による影響というのはやはりホテル、旅館の関連業種、もちろんホテル、旅館の直接的な宿泊業が大きいんですけれども、それに伴った販売業、土産物屋さん等も含まれております。それから警備、それから清掃業、そういったところに失業、休業の影響が多く出ているというお話でございました。

また、これに対応する策として、国のほうの制度ですけれども、従業員を解雇することなく雇用の継続をする事業者に対し、従業員に支払う休業手当の一部を助成する雇用調整助成金という制度がございますが、この利用の要件の緩和もありまして、大分ふえたということ聞いております。4月の時点で、下旬ですけれども、休業者、休業手当をいただいた休業者の方が900人を超えたと。それから、5月のゴールデンウィークに一時、お客様が見えたということで少し持ち直したようなんですけれども、その後また少し落ち込んだということで、新たに休業をしたところもふえたということで、6月になって1,000人を超えたというふうにお話を伺っております。

ただ現在、伊豆急線等も戻ってきておりますので、徐々に平常に戻ってきているということで、少しこれからは休業しているところが開業するといいますが、再開をするところがふえてくるのではないかなというふうには予想はしております。

下田市の雇用対策ということですが、これについては3年前から緊急雇用創出事業としてやっておりますが、今年度も緊急雇用創出事業13事業を行っております。この6月補正でもお願いしているところですが、3事業、8人を追加して23年度については35人の雇用になると思います。また今後、9月補正等でも、これはあくまでも県の予算の問題もありますので、第二次追加要望等ですか、そういったものをさせていただいて、予算に見合った額ですが、改めて緊急雇用等で少しでも多くの方を雇えればなというふう考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 私のほうからは、1点目の経済団体からの要望及びそれへの対応、次に伊豆急の運行状況、3点目といたしまして海水浴場の放射能検査の関係についてお答えさせていただきます。

まずは、1点目ですが、ただいま産業振興課長から答弁がありましたように、3月25日に下田温泉旅館協同組合より要望書が提出されております。観光関係では、踊り子号運行への働きかけ、もう1点が電車運休時のバス輸送について、もう1点目が誘客キャンペーンへの補助金要望の3点が挙げられております。

1点目の踊り子号運行の働きかけに関しましては、直通電車は南伊豆地区の観光の生命線という認識のもと、近隣市町と連携いたしまして伊豆急行に働きかけを行ってまいりました。また、JR東日本横浜支社への働きかけも行い、現状では7月から通常どおり運行されるというような状況に至っております。

それと、誘客対策に対する対応ですが、5月の臨時会で補正いただきました緊急観光対策交付金によりまして、各団体の実施する取り組み等を支援させていただいております。それらの対応で、一応旅館組合のほうも50万円の補助金を今後使っていくというようなことでお話をしております。

あと1点、観光関係ですが、下田市観光協会から観光協会補助金の内容変更協議がございまして、その内容変更協議には応諾しております。1点目が特別列車、この下田伊勢えびまつりの旅という特別列車の運行、あと夏に向けまして緊急的な誘客宣伝事業、それら

を内容変更協議として実施していきたいというふうに考えております。

なお、観光協会より補助金の増額要望もございまして、今回の補正で観光協会の補助金の増額をお願いしているところでございます。

次に、伊豆急電車の関係ですけれども、現状では7月1日以降は普通列車に車両の編成についても若干、3両編成の車両になるというようなことはありますけれども、基本的には通常どおり運行するというようなことになっております。

続きまして、3点目の海水浴場での放射能検査の関係ですけれども、議員ご指摘のとおり環境省は6月中に海水浴場の放射線基準数値を決定するというようなことで報道もされております。現在のところ、いまだ基準値、測定方法についての連絡はまだきておりませんので、6月中にはくるというようなことで感じておりますけれども、それらの発表があり次第、下田市としても国の指針に基づきまして、必要があれば夏季対の中での対応をしていきたいというふうに考えております。

あと、安全な海水浴場であることを証明するというような形の宣伝が必要ということでございますが、これに関しましては下田市として現在、国の検査結果とか、県の考え方がホームページ上でかなり詳細に公表されております。それらを総合的に判断した中で、現段階では検査をするまでもなく、安全であるというような判断をいたしております。各種問い合わせが観光交流課のほうにきておりますが、それらにつきましてはその旨を説明してご理解をいただいているところでございます。

今後も、それら各種情報収集に努めまして、それとともに環境省の指針、それらの通知等を判断しまして、必要と判断した場合は独自の検査も視野に入れた中で、安全な海水浴場である旨の理解を得てまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは認定こども園の関係をお答えさせていただきたいと思います。

議員からは、下田市幼稚園、保育所再編整備基本計画との関係はどうなるのかというようなご質問がございました。これにつきましては、今現在の幼保の抱えている課題、それを解決するために基本計画を策定させていただいたものでございます。その内容といたしましては、分散している8施設を廃止し、認定こども園を新設することで少子化への対応、また施設を集約することで人的資源の集約、それに伴って多様なニーズに対応できる。そして、耐

震化された施設で園児の安全を確保する。そういうことで、地域の施設を廃止することから、利便性のよいところに新施設を建設するという計画となっております。この基本的な考えのもとに、今は地震や津波に対する安全を確保できる、そういう場所に移動することで、それも利便性のよい場所です。そういうところに建設場所を変更する、そういうことで基本的な考え方は変えずに済むというふうに思っております。

また、地域の子供は地域で育てる理念を捨ててはいけないのではないかというご指摘いただきました。これについても、これまでもお答えさせていただいているわけですが、地域から子供がいなくなってしまうということではございませんもので、基本的には子供たちは地域に暮らしているわけでございます。そういうことから、地域社会というものは地域でつくっていくということ、また子供とのつながりというものも地域で考えていただきたい、みずからつくっていただきたい。こういうことが地域の子供は地域で育てるんだという理念ではないかというふうに考えております。

そういうことから、私ども教育委員会としても、地域の子育てにつきまして支援できることは、これからもやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 再質問をさせていただきたいと思いますが、清掃業務に従事している職員に関する質問については、下田市議会でも了承済みであると、これを除いてすべて事実だと、こういうことでご答弁をいただいたと思います。下田市議会でも了承はしていないという正しい認識を副市長がされているということがわかりましたので、ぜひともきっちりした対応をしていただきたい。

そもそも、10年前に西中の人との契約の中に売却するのであれば、市が借りているわけですから、第一義的に市に売却をすると、こういう契約条項があったかと思うわけです。

ところが、どういうわけかそれがひろせグループの広瀬拓意氏の所有物となっていると。しかも、市の上水道にとっては大変必要な施設の用地だと、こういうことであります。

この用地をもって、いわゆる俗に言う揺さぶりをかけているという経過がここに明らかになっていると思うわけです。市の当局の皆さんは、市長をはじめ一生懸命それに対応して、だめだと、こう言っていた経過もここに記されていると。それは、やはりこの水道用地が当然公共施設ですので、裁判をするのならそれも争うと、こういう姿勢を市当局が確立していないと、ここに大きな問題があると。何十年もですね、既に市民のための配水池の用地とし



ておりますこの用地が、貸せないというのなら、供託金を契約の中で払って、あとは裁判にもきっちり応じると、こういう姿勢を当局がまず確立をすると。野望は認めない、こういう姿勢をとれるかどうかが一番大きな問題だと思うわけです。

そして、そういう姿勢をとる努力をされてきた経過は見えますが、結果的にこの要望書の中の下田市焼却場ごみ収集業務、焼却管理業務について譲ると、こういう結論を市当局みずから出したと、そういうことになっていようかと思うわけです。

23年2月23日のひろせグループ会長、広瀬拓意氏に出しました下田市長、石井直樹要望書に対する回答について(その2)、この資料に明確に書かれていると思うわけであります。清掃センターのごみ処理のうち、収集業務については平成24年度より一般民間委託を実施する予定です。今後、その体制については23年度中に決定いたしますが、おおむね5地区の云々と。さらに、焼却業務についても、現在の職員体制を考慮のうえ引き続き検討してまいりますと、何を意味しているのか。清掃業務すべてを委託しますよと、やがて。こういう約束、回答をですね、事もあるうにひろせグループに出しているのではないですか。

こんなことが行革で、既に議会で決定されているようなことではないことは明らかであると思います。副市長の答弁は、すべて弁解にしか聞こえないと、こういう実態ではないかと思えます。私は、平成18年からこの業者との問題点を指摘してまいりました。それらの癒着関係が今なおきっちり改められていないと、そういう業者に何たびかまたすべての市の業務をやらせようとしている、とんでもないことではないかと思うわけであります。

3台のパッカー車が古くなったので、その分の買いかえの金がないから委託するんだと、とんでもない話じゃないですか。3台のパッカー車は、既に修理をして、いつでも使えるような状態になってんじゃないか。とぼけた答弁をするな、こう言いたいと思うわけです。

すべて副市長が申し上げたことは、そういう意味で弁解でしかない、きっちりした姿勢をとれと。まさに、石井市政がですね、ひろせグループにこの清掃の部分において、乗っ取られてしまうと、市の業務でなくなってしまうと、こういう危機的な状態を迎えているんだと、この指摘を石井市長はどうとらえるのかお尋ねをしたいと。ぜひとも姿勢をただしていただきたいと、こう思うわけであります。

6人の首を切るなどとんでもないことです。臨時だから、もう雇うときに契約しているからいいんだと。その契約そのものが法令違反なんです。裁判で争えば、そんな契約がだめの契約だと結論が出るのは明らかじゃないですか。その仕事なくなるんならともかくも、その仕事がありながら市の仕事ではない業者の利益のるつぽに投げ込んでしまうと、こんなこ

とが許されていいとは私は絶対思わないわけです。

さて、そういう点でぜひともこの業者は私の判断では委託にですね、この業者しかないとの結論であります。一般廃棄物の許可証のこの許可の申請の手続、あるいは家電リサイクルの違法、そして今日の粗大ごみ、あるいはリサイクルの収集されてきました瓶、缶や古紙、有価物の処理方法につきましても、そこに不正、利得の仕組みがあると。リサイクルで持っていったのを計量して、栄協メンテナンスに持っていくと。しかし、持ち込まれた古紙やあるいはアルミやスチール缶については、有償で3社に、あるいは2社に見積もりをするんだと、その価格でひるせ栄協メンテナンスから払ってもらっているからいいんだと、そんなことの答弁であります。有価物の量がどうなっているかによって単価が当然違うわけです。いっぱいのスチール缶を入札するのか、ちょびっとのスチール缶しか入札できないのか、当然そこで単価が違ってくるのは明らかじゃないですか。この仕組みも、きっちりと改めていただきたいと思うわけでありませう。

次に、共立湊病院問題について市長に再質問させていただきます。

私が指摘しておりますのは、下田市長としての責任をどうとられるのかと、こういう質問をしているわけでありませう。当然、静岡メディカルアライアンスが協定違反、きっちりとした態度がとられていないということは事実であると指摘をしましたが、それでよしとしている市長のこの姿勢、ここが問題だと言っているわけでありませう。当然、条例と申しますのは、住民にこういう医療サービスをしますという約束をしているわけでありませう。それ以上のことはやらないにしても、条例に書いてあることはきっちりサービスしますよと、それを議会にもかけないで5診療科目、50床の病床の利用でいいというような結論を出すこと自身が、姿勢が問題だと言っているんです。その姿勢をどう改めてくれるのかと、そうでなければ、この病院は実質的になくなってしまうと、救急病院として名前が上がっているからいいんだと市長はおっしゃいますが、その救急病院としての内容は全く市民にきっちりしたサービスがされていないと、こういうことになるんではないかと思ひます。その責任をどう果たされようとしているのか。

そして、南伊豆の管理者は、再質問であります。津波対策の設計変更等をやりますよと答弁を伊豆新聞紙上で見ますとされているようでありませう。このような話をされているのかされていないのか、そういう検討をされているのか、戸田建設が自分の思いの中でくい打ち、基礎工事を進められるというのは報告いただきました。しかし、それだけにとどまらず、設計にかかわる問題がそこに含まれていようかと思ひますが、勝手に管理者である南伊

豆町長が答弁をされたのか、議論をされているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、この第3保育所跡地に認定こども園をつくる、あるいはあわせて給食センターや庁舎も検討しているんだと、こういうことでございますが、市立の下田市の幼稚園、保育園の再編整備計画、この計画にかかわりました大川議員も、場所の問題を見過ごしてしまったと、だから再度議員に出てただすんだと、今の場所ではいかんと、こういうことを言われているわけでありませう。

第3保育所ではいけないと。そうしますと、当然第3保育所がきっちり25年度末には建設されるという予定の中でつくられてきましたこの再編整備計画は、根本的に見直さなければならぬ。その目的や等々を変えないにしても、実施上、時期の問題等々、見直さなければならぬというのは当然のことではないかと思うわけだ。

そういう見直しをするのかしないのか、日程的にはどうなるのかと。当然、場所を変えるということになれば、父兄の皆さんや区長さん方含めて、住民の方々に教育委員会として説明会を開くと、こういう手続が必要になってくると思うわけだ。そういう手続もなしに、場所さえ勝手に庁内で決めて、そこで建設すればいいという具合に考えているのか、とんでもないことであろうと思いますので、その点について再度質問をしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 病院関係の再質問ということでございますが、まず沢登議員がおっしゃった二次救急がなされていないというのは、何を根拠で、どういう数字を持って言われているのか、逆に、こちらのほうから質問する権利はないんですが、一生懸命やられている病院の方々を、そういう言い方でやるということは、果たして議員さんとして何を根拠で言われているのか。

私とすれば、3月の二次救急のいわゆる体制づくりをする3病院の理事長以下、集まってもらって、この4月から2病院じゃとてもじゃないけれども、不安だという中で、SMAさんに二次救急も受けていただく形をとらせていただいて、今この地域は3病院で二次救急がなされている中で、共立湊病院がなされていないという根拠は何かということを明確に出していただかないと、私は答弁はできない。

私は、副管理者としてしっかりこの地域の二次救急なされておるといような判断をしております。当然、当番制をとっていますので、その中での配慮とすれば、例えばどこが多くてどこが少ないかということは緊急搬送、消防救急で運ばれている数、あるいは直接来られている救急の患者さん等を見て、私はしっかりやっけていただいているという感謝の念を持っ

ております。

もし、二次救急がなされていないという根拠があるんだったら、ここでちょっと明確にその根拠を示していただきたい、こんなふうに思います。

それから、地震関係で新病院の設計変更があるということにつきましては、私は聞いておりません。

以上です。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 清掃業務の関係でございます。

議員からは、裁判を恐れないで、その姿勢を確立すべきだということでございます。交渉の経過については、先ほど来申しておりますように会議請求で皆さんの席にもわたっているかと思いますが、我々もそういう姿勢ですね、できるものはできる、できないものはできない。そして、この清掃業務については、今までもこの議会で何度となく議論をされた経過として、やはり数十年来の何と申しますか、貸し借りと申しますか、これは我慢するからこっちで返してもらおう、そういうふうな経過があったことは否めないと思います。

でも、先ほど沢登議員も言われたように、例の一件も明確にすべきだと、だれが見ても納得する状況にすべきだというような議会の議論を踏まえて、調査委員会でほとんどの項目を整理をしまいいりました。

ですから、そういう姿勢ですね、もう貸し借りということはつukらないという思いの中で、例えば当然払うものは支払う、金額の妥当性も含めて、そしてこちらへ支払ってもらうものは支払ってもらおうという、そういう姿勢でやってきているということも、この議会でも答弁をさせてもらった経過もでございます。今後も、そういう姿勢でいきます。

裁判に向かうとか、応じるとかということは、なかなか相手が市民でありますので、避けたいという気持ちはございますけれども、これは市民にとってこれが大きなマイナスになるものであれば、これはそういう姿勢でいくことはやぶさかではございません。その旨を答弁をさせていただきたいと思います。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 幼保の認定こども園の関係でございますが、実施時期につきましては平成26年4月開園、そのスケジュールについては今のところは変更する予定はございません。

また、第3保育所の廃止を今年度末ということで計画されておりますが、それも今のところ

る、議論はあろうかと思いますが、変更する予定はございません。その理由といたしましては、第3保育所はもう議員の皆さんご承知のとおり、かなり古い施設でございます。この計画があることで、これまで本来であれば十分な改修というものについても、してこななければならないわけなんです、そういうことから必要最低限の改修にとどめているというような事情がございます。

また、再編整備審議会の中でも心配されたように、川に近いというようなことで、現実的に保育士の先生方も3月11日のあの川の引き具合、逆流具合、そういうものを体験しています。非常に職員も不安に思っております。そういうことから、私どもといたしましては、今の計画どおりに第3保育所については今年度いっぱい廃止の条例改正をさせていただきたいというふうに考えております。

また、説明会なんです、これは計画ができた段階で、4月から第3保育所跡地に新しい認定こども園をつくりますよという説明会をするということでお話をしてまいりました。実際、そのつもりでいたわけでございますが、この大震災というようなことで、とてもこの第3保育所の敷地に新しい認定こども園をつくるということも、我々も説明しにくいし、ご理解いただける状況ではないだろうと、そういうことになって今現在は説明会というものをいたしておりません。

ただ、ここにつくらないよというような説明会だけでは、何の意味もなしですので、ここにつくることになった、そういうときにですね、改めて説明会をするという予定を組んでおります。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 市長からのご質問でございます。

市長もご案内のように、第二次救急というのは手術のできる病院であると、こういう規定があろうかと思えます。例で言いましたように、盲腸の手術もできなくて順天堂に送られていると、この事実があるんじゃないですか。単にトリアージといいますか、順天堂行ってください、どこどこ行ってください、こういう割り振りをするだけの病院として共立湊病院があったんですか。少なくとも、三次の救急には対応できないにしても、手術の必要な二次救急病院として存在をしたんじゃないでしょうか。それができない病院になっているという指摘をしているんです。1週間に1度の手術日しかない、麻酔医も常駐していない、こういう現状の中で救急患者が発生をしたと、事故が発生したと、対応できますか、だれが見たって

できないでしょう、違うんですか。

そういう病院にしてしまった管理者としての責任、市民への説明、どうするんだと、知事みずから言われているんでしょう。4人の医師をそろえたから、もういいんですよ、知事がこう言ったと、こういう理解をしているようですが、市民への医療のサービスというのは全く抜け落ちてしまっている、無責任な状態になっているという、この現状、一刻も早く改善をしなければならないという立場に、ぜひとも市長に立っていただきたい、こう思うわけです。

さて、この清掃にかかわります問題は、それだけにとどまらず、下水道あるいは構造改革計画での陶芸の教育分野でのやってほしいと、こういう申し入れをしてきているわけです。そして、この経過を見てみますと、本人がどういうことを言っているのかと。

1月28日の記録には、24年度以降の古紙、アルミ、スチール類をすべて自社に処分させてもらいたい、主張がこういう具合に変わってきたと、要望書の内容がこう変わってきたということを言っているわけです。そして、広瀬氏は何と言っているのか、2月23日、行政に貸しをつくり、その見返りを求める、これは企業として当然のことだと、自分はその姿勢で会社を運営してきたと、自分の評判の悪いことは云々と書いてあるわけです。

この業者のこの姿勢を当局としてどうとらえるんですか。できるものはできる、できないものはあれだというような答弁を副市長はここできっちりされているようですが、この言葉とは裏腹に、2月27日に出しました広瀬氏への回答書は、清掃業務の内容を譲るという内容になっているんじゃないですか、これについての見解を再度お尋ねしたい、こう思います。

議長（大黒孝行君） 時間です。

質問者をお願いします。時間が終わりました。

当局の答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） 相手が企業の責任者といいますが、オーナーがそのように言ったことは確かでございますから、その旨を記述してございます。それに対して、我々がどうということはおこがましいというか、遠慮させてもらいますけれども、確かにそう言われれば企業としての、またその姿勢としては見られるのかなというふうに判断をしているところでございます。

しかし、それは相手側の姿勢であって、こちら側はですね、できることはできる、できな

いことはできないという姿勢でやってきております。交渉もしてきております。

確かに、議員言われるように、水道用地の関係がこの交渉の原点、基点になっていることは確かでございます。しかし、これについても我々としては、毎年このような年度末になってですね、いろいろこれを担保に交渉を言われても、これはできませんよということもはっきり言っておりまして、早く購入したいなという思いも述べておりますが、現時点においては絶対押さないということございまして、相手があることですから、それ以上の詰めは現在できないことでございますけれども、そういう姿勢で、まだすべてが解決したものではないから、交渉をしていきます。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 議員のほうから、手術ができない病院だから二次救急じゃないというのは、少しちょっと違うんじゃないかと思えます。

先ほど申し上げましたように、救急医療の話し合いを持たせていただいたのが、たしか3月22日、この4月からの二次救急の体制の中で、確かに先生の確保の中で、手術を要する患者さんが来られてもできないという状況の中で、3病院の理事長さんが、いわゆる二次救急というのは例えば救急車で運ばれたときに適切なトリアージ、処置をして、そのまままた次の病院に送らなければならないかという判断をしていただく、これはやっぱり二次救急のあり方の一つだと思います。

例えば、議員がおっしゃるように、今までじゃ、SMAが受ける前の状況の中で、すべての病院が運ばれた患者さんが手術できたかどうか、そんなことはあり得ないでしょう。当然、当番医の先生によっては大きな手術できないという中で、だから議員がおっしゃるように手術ができないから二次救急じゃないという決めつけはね、おかしいですよ。

とりあえず、救急車がこういう状況だという形で判断をして、病院に確認をとって、対応していただけますかということで運び込む、こういうのをこの4月、5月にかけて共立湊病院、かなりの数、時間外あるいは時間内で救急受けているわけじゃないですか。それが二次救急をやっているという中での形で、あなたが言うように手術ができないから二次救急じゃないという決めつけ方はおかしいですよ。

議長（大黒孝行君） すみません、時間です。

これをもって、7番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで休憩をいたしたいと思います。

午後 0時 5分休憩

午後 1時15分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位6番。1、国民健康保険特別会計について。2、地域医療への取り組みについて。3、新庁舎の工期日程と工事発注形態等について。

以上3件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。

議長の許可を得て質問を行います。

国民健康保険特別会計についてであります。

平成16年、17年と計21%にも当たる保険税の値上げを行い、このため国民健康保険特別会計は飛躍的な改善をなし、一般会計からの赤字繰り入れがなくなったばかりか、平成18年から平成21年の間に毎年平均して6,000万円程度の利益を出し、4,000万円程度の基金の積み立てを行ってまいりました。21年度末には1億6,000万円もの基金が積み上がったわけであります。

平成17年度に私が指摘したとおり、17年度の値上げ幅は余りにも大き過ぎた、過大であったと言わざるを得ないわけであります。過去の実績を踏まえ、適切な将来見通しを誤って、そのために本来必要でない分までもの過大な負担を国民健康保険の被保険者にかけてしまった、こういう結果になったわけであります。

しかし、平成22年度には約1億700万円の赤字を出し、22年度の決算見込みでも単年度収支では1億900万円の赤字が見込まれる、こういう事態になっているわけであります。

今年度の当初予算では1億3,000万円、基金を取り崩す、こういう予算が組まれているわけでありますが、この1億3,000万円の基金の取り崩しは何が原因で起きたのか、その原因についてお尋ねします。

また、22年度の決算見込みで単年度収支で1億900万円の赤字が見込まれるほか、今年度の予算を見ますと、やはり単年度収支で1億7,000万円もの赤字が見込まれているわけであります。このように、2カ年連続して1億円を超える赤字を出す国保会計は今後どうなっていくのか、その収支見通しについてお尋ねをいたします。

私は、平成20年の国の国保の制度改正により、下田市の国保会計は赤字体質に変わったん



ではないか、こんなふうに推測をしているわけでありませう。17年度の過大な値上げによって、約3億のお金をつくり上げたんで、22年、23年、24年、1億ずつ赤字になったとしても、24年までは何とか現状のまま推移することが予測されますが、25年度には一般会計からの赤字繰り入れ、もしくは保険税の値上げが必要になるのではないかと思います。

しかしながら、原因の多くがこの20年の制度改革にあるとするならば、被保険者に負担をさせることは合理的ではないし、また現状の経済情勢の中、被保険者の負担能力を超えるものであります。

したがって、当局においては、この国保への赤字体制に変わったとするならば、かつて行われていましたように一般会計からの繰り入れを検討する。また、国・県に対し、国民健康保険制度の抜本的な改正をするよう要望すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

平成20年度の後期高齢者制度ができたとき、国保税の歳入は10億円を超えていたものが、8億円台に引き下がりました。被保険者数も1万3,000人台であったものが9,000人台になっているわけでありませう。これは後期高齢者制度ができ、県のほうに移ったときに、国保税の大幅な減額に驚いたわけでありませうが、当時の分析によれば資産割税の落ち込みが特に激しかったように記憶をしております。固定資産税の所有者になっていた後期高齢者の人たちが、そっくり国民健康保険のところからいなくなった、こういうことも影響しているのではないかと思います。こうして保険税が減り、被保険者が減ったにもかかわらず、医療給付そのものはほぼ横ばいできているわけでありませう。こうした状態であれば、国保の赤字は続く、税収のほうはどうなっていくのか、税収の見込みについてお尋ねをしたいと思います。

また、23年度の国保税の歳入予算は、補正後で8億300万円となっております。22年度の歳入実績見通しが8億2,300万円であります。3.11、東日本大震災以後の下田では、観光建設等を中心に大幅な景気不況、失業者の増大、休業の増大が続いております。このような中、2,000万円程度の減額で足りるのかどうか。補正後8億300万円とした根拠を説明していただきたい。

次に、地域医療への取り組みについてお尋ねをいたします。

6月11日、12日と栃木県の自治医科大学で行われました「地域医療を守り・育てる住民活動全国シンポジウム2011」に参加をしてきました。北は北海道から南は九州、全国から130名の参加があり、参加者は医療関係者、首長、議員、行政の職員、住民活動家など多岐にわたっております。

今回のテーマは、「住民、行政、医療関係者との相互理解・協働」でした。自治体病院の

閉鎖は最近では聞かなくなりましたが、病院を再開したという話も聞きません。1度休業した病院の再開は、本当に困難なものであるということを読んでまいりました。むしろ、新しくつくるほうが簡単であると、それは休業に至る中で行政、病院、住民、この間の相互不信、不安、こういうものが大きくなり、休業をした後、病院の再開は本当に困難な状態であります。

この意味で、まさしく共立湊病院は休業の危機を乗り切ったわけであります。当時の指定管理者であります地域医療振興協会は、この地域に医療の空白はつくらないことを断言してきたわけですが、残念ながら医療の空白をつくらないのは伊豆下田病院でつくらないということでありましたので、今もしっかり伊豆下田病院で医療の空白をつくらないよう頑張っているわけですが、一方、共立湊病院は病院経営者がいなくなり、しかも1年を切る、通常であれば病院運営を準備する期間が全くない。このままでいけば、まず間違いなく共立湊病院は休業になったわけであります。

病院組合がJMAに無理にお願いをし、何としても病院の休業を避けたい、こういうことの中で病院の休業が回避されたことは、まことに喜ばしいことだと改めて素直に感じてきたわけであります。

全国的な医師不足の中で、病院の存続は病院経営者に任せておけばいい、こういう時代ではありません。全国の報告を聞きますと、医師の確保のためには病院関係者、行政、住民がともに手を携えて頑張っている医師の確保に動いている状態であります。

一方、下田では医師を連れてくるのが当たり前、医師が来ないほうがおかしいんだ、こういう議論がまかり通る。まさに、日本の医療の置かれている実態に対して、余りにも無知からくるとはいいながらも、この医療の日本の状況からかけ離れた認識を持ち、本当にこのまちで医療を守っていくことは困難である、こういったことが浮き彫りになってくるわけあります。

事例報告を行った栃木県の芳賀赤十字病院（365床）では、16名いる内科医のうち14名の医師が引き揚げるという、まさに危機的な状況の中で、医療関係者、行政、住民の連携により病院の再生ができた、こういう報告があったわけあります。この報告の中で、地域中核病院が倒れないためには、住民には有限な限りある医療資源を有効に使っていくという理解、医療は限られた医師や医療スタッフによって担われておる。かかりつけの医者をつくる、コンビニ受診の自粛等への理解が必要であり、中核病院と地元医師会との交流、連携が必要であります。行政は、このために大きな役割を果たす必要があるわけあります。

自治体には、地域医療は公共事業という認識のもとで、積極的な関与が必要だという報告もなされました。言葉を変えれば、人、物、金を医療についても出す必要があると、こういう報告であります。私自身、8年間、共立湊病院の議員をやってきて思うことは、病院関係者、行政、住民、この相互理解と協力が何よりも必要だということであり、医療のことは病院経営者に任せて、お金と要望を出していけばいい、こういうことでは医療は守れないわけであり、

公立病院を守っていくということは、地域の医療を守ることであり、その際に一番大事なことは、相互の信頼関係であります。情報公開を徹底し、医療関係者、行政関係者、住民が相互に理解をし、協力をしていく。そのために、医師、看護師、行政、住民が一人一人顔の見える関係をつくり上げていく必要があります。

全国の例を見ても、地域のコミュニティがしっかりできている地域ほど、医療を守り、育て、支える地域になっております。地域づくりが医療を守り、育て、支える関係になっているわけであり、病院関係者、行政、議会、住民の一人一人がお互いさまと感謝の気持ちで相手を思いやることが、地域医療を守ることにつながっていく、こういった報告もなされておりますが、下田市では地域医療への取り組みをどのように考えているのかお尋ねをいたします。

来年春には、南高跡地に新病院が開設いたします。病院を守ることは、地域医療を守ることです。病院と住民の間のコミュニケーションの仲立ちをする。病院、医療の情報公開、病院と住民との交流などは、行政も積極的に行うべきだと考えます。

全国の事例の中では、医師、看護師による講演会、シンポジウム、休日には病院の駐車場を使ったイベントなど、さまざまな事例があります。地域医療を守り、育て、支えていくために、新病院との連携をどのように考えているのかお尋ねします。

現在、全国で医師や看護師の不足が言われており、賀茂地域においてもしかりであります。下田高校、稲取高校、松崎高校の賀茂地区3高校から看護師を目指して、看護系の学校に進学された生徒は、過去3年間で119名おりました。毎年40人近くの生徒さんが看護師を目指して賀茂地区から進学しているわけであり、本来、看護師の確保については、病院経営者、事務組合で取り組むべきことではあると思いますが、地元自治体としても医療を守る、下田の子供が下田へ帰ってきて働く職場を守っていく、こうしたことにも積極的にかかわるべきであります。下田市としても、地元自治体として下田の子供に対する奨学金制度の創設について検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

東日本大震災の津波被害を受けて、新庁舎の建設場所の見直しが言われております。庁舎は、平成27年度中に竣工、引き渡しを受けることとなりますが、それまでの工期日程はどのようになっているのか。また、今議会において建設工事の地元業者への優先発注の請願が出ているが、工事の発注方式、契約方法についてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

以上で私の主旨質問を終わります。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初にご質問がありました国民健康保険特別会計の件につきましては、ただいま政府のほうで医療保険制度、また年金制度、これらの社会保険制度の税の一体改革というのが練られているわけございまして、近々これがある程度提示されるであろうという認識を持っております。

下田市の国民健康保険の場合ですと、今低所得者の割合、それから高齢者の割合、大変多くなっております、大変厳しい運営となっております。議員のほうからご指摘がありました細かい数字、先々の問題点につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきまして、また詰めをさせていただきたいと思っております。

病院関係の問題で、地域医療ということでの取り組みが、ご質問がございました。

まず、1点目の下田市では地域医療への取り組みをどういうふうに考えているのかという問題でございますが、地域住民の命を守る、そういう医療体制というのは、やはり行政の責任であるというような認識を私自身は持っております。そして、患者さんにとってよりよい医療を提供するというのは、医療スタッフの務めであります。

その反面、患者さんもですね、医療に関する知識とか、あるいは理解が深まるということによって、その効果が出てくるのではないかとというふうに思いますので、今後、来年オープンいたします公立病院に関しましては、そのような思いで下田にできる病院でございますので、住民に対する医療に対する情報、あるいは正しい受診に関する知識、こういうものをぜひ普及をしていきたい、こんなふうに考えております。

議員がおっしゃるように、やっぱりこの医療機関をしっかり守っていくのは、その医療機関、それから行政、これは議員さんも含んでいるわけでありましてけれども、地域住民、こういうものがしっかり連携をしていかないと、いい病院ができない。これは同じ思いを持っております。

病気というのは、やはり早期発見することによりまして治る、あるいは治療が簡単で済むということは、当然家族の経済的な負担というものが軽減できるわけでありますので、やはりこの医療というものをしっかり見つめて、行政がどういう形で地域住民を巻き込んで健康管理をしていくのかということについては、十分に配慮していきたい、こんな今思いでございます。

そういう意味で、市のほうにも保健師さんとか栄養士さんとかがいるわけですから、こういう方々を中心として、また事業をしっかりと見直しもしていく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、2つ目の下田市に開設される病院との連携であります。来年5月に南高跡地に開院されます公立病院は、賀茂医療圏唯一の公的医療機関であります。ですから、地域がやっぱり支えていくというような認識をしっかりと我々は持つとともに、圏域の中にはがんとか、あるいは周産期、小児等の高度医療に対応する医療機関がございません。という中で、圏域外の病院といかに医療連携ができるかということも大きな問題点であろうかと思っております。

そういう中で、新病院との連携を下田市としては図っていきたい。ここに下田の中心部に、こういう病院ができることによりまして、予防活動というのをしっかりと行政やっていくべきだと思います。今まで、予防医療というのは大変重要視されてきましたが、やはり身近にそういういい中核病院ができるということで、私自身は期待をしているとともに、やっぱり特定健診あるいは人間ドックというものの利用が上がるような内容の病院につくっていただきたい、こういう要望があります。

ですから、利便性とか質も、やっぱり充実が期待をされる病院でありますので、受診率というのを向上させていきたい、こんなことと病気の早期発見、あるいはかなり医療機器も高度の機器を導入する計画になっておりますので、早期治療に寄与できるような病院をつくってほしい、こんなふうに思っております。

地域との連携というのは、これ一番大事な病院の使命だと思います。それがかなえられる病院が建設されるわけでありまして、指定管理者の申し入れがあったときにも、この病院内に地域支援室というのをしっかりと病院側がつくってですね、地元の医師の方々、あるいは1市5町の健康づくりに従事する担当の方々、例えば下田市でしたら健康増進課とか、そういう担当の人間と、あるいは地域住民のいつでも相談に受けられるような、そういう体制づくりをしていきたいという思いが理事長さんのほうから述べられておりましたので、これがまさに実現できるような病院にしていきたいということと。

それから、ぜひですね、やっぱり病院というのは身近に感じられて、いつでも相談に行っていて、いつでも自分の健康を守っていただけるような、そういう形の中では、考えによっては例えば何らかの形で病院内でそういう講演会を開くとか、地元の住民とのコミュニケーションというのが図れられれば、お互いの信頼関係というのがしっかりできてくるというようなことで、地域医療の充実を求めていきたい、こんなふうに思います。

それから、看護師の確保ということにつきまして、ただいま議員のほうから、この賀茂の高校から毎年40名ぐらいですか、という方々が看護師の道を目指しているという中で、何かそういう方々を支援する奨学制度というのができないかというご提案がありました。確かに、県内でも自分のところで単独病院を、例えばどこどこ市立病院とかって掲げているところは、そういう制度を持っているところもあるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、この地域で今例えば看護学校というのは、1つ下田市にもありますよね、三島のほうにもありますし、結構ひもつきというのはおかしいんですけども、大体医療機関とか、そういうところで作っている看護学校ということなものですから、そういうのも果たしてそういう奨学金制度がうまく利用できるのかなということも、いろいろ調べなきゃならないということで、すぐにそれが取り組めるかどうかわかりません。

ただ、そういう制度によって、地元で看護師さんが残るといったものが可能であれば、それはまた1つの提案として受けとめたいというふうに思っております。

3つ目の新庁舎の工期日程、それから工事発注形態ということで、工程がどうなっているのか、あるいは発注方法はいつごろまでにどういうふうにするのか、業者決定をどういうふうに決めていくのかというご質問でございました。

まず、現在の23年度につきましては、庁内の建設検討委員会で今詰めている、会議をやらせていただいております。昨日の議会でも答弁させていただきましたが、まず基本構想、基本計画策定業務、これは総合評価方式の簡易型による制限付一般競争入札において実施をしたいというふうに思っております。これは来月から8月にかけて実施をしたいと。それから、9月ごろに市民会議というものを立ち上げていきたいというふうに思っております。これが本年度のとりあえずの、まず計画であります。

それから、24年度、来年に入りますと、基本計画を策定をいたします。その中で、契約方法や審査基準を作成をさせていただきます。翌年の25年度に実施設計を着手をいたします。26年度に工事に着工させていただきます。27年度に一応工事完了ということで、とりあえず27年度の9月ぐらいまでには庁舎をつくり上げたいなということで、工事期間も1年6カ月

ぐらいということで、27年度中の開庁という目標に向かって工程的にはいきたいと思います。

発注方式についてなんですが、さきの土屋 忍議員からもご質問がありました。もう少し時間を置いて議論をすることとしたいと思っています。基本構想、基本計画の段階で、コンサルを入れながら、今の経済状況あるいは財政状況、市の財政状況ですね、あるいは市内経済への影響、こういうものを総合的に判断していきたいということでございます。実施設計については、平成25年度、工事については平成26年度当初に発注をしたいと、これが一応工程で今のところ考えている内容でございます。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 私のほうからは、国民健康保険の具体的な予算関係についてお答えさせていただきます。

まず、基金の取り崩す原因、こういったものと今後の見通し等がありますので、そういったものについてお答えいたします。

まず、今年度の国保の予算、これは基金を取り崩して編成しております。基金の今年度の状況は、当初1億3,000万円の取り崩しといったものを行っております。

なお、6月の議会、補正で4,000万円の積み立て、そういったものを入れております。補正後の基金については、6,100万円強が残金としてあります。

この取り崩した大きな要因でございますが、平成21年度の前期高齢者交付金、この金額の交付の金額、これが超過交付になっておりまして、その精算額、これが今年度1億2,580万円、こういった大きな金額を精算することになっているということが要因の1つに挙げられます。これだけではありませんが、大きな要因としてはこういったものがございます。

伊藤議員のほうから、ご質問の中で指摘がされました平成21年度の歳入決算額、これは歳入の決算額が35億870万円、平成22年度は34億4,055万円です。平成23年度、補正後で見ますと33億3,118万円と、指摘されるように歳入のほうは減少傾向になっております。この大きな原因の1つとして、前期高齢者交付金の減額が影響している、これは言えると思います。

この前期高齢者交付金、これは平成20年度から高齢者医療、こういった関係の制度改正がございまして、平成20年度から新たに発足した制度でございまして、平成21年度の交付額、これは7億8,802万円、こういった大きな金額で、平成22年度は6億4,928万円、平成23年度は、これは今年度の予算でございますが、5億5,630万円、順に21年から22年にかけて1億3,874万円の減額、22年から23年度にかけて9,298万円の減額、こういった形で減額されております。

この要因をご説明しますが、これは平成20年度の制度発足、こういったものにより概算での支払い、こういったものを行っております。これは、もともと国保の歳入については、負担金とか退職者医療の療養給付費交付金、こういったものが概算で払っておきまして、確定値に基づいて精算がされるという、こういった部分があります。これにも前期高齢者も全く同じで、2年前の精算をするということで、21年度で大きく超過状態にあったということがございます。

平成22年度の概算交付額、これは昨年の概算交付額がどうなっているかということをご確認するわけでございますが、こういった22年度の医療費、これが確定することによって、ある程度の推測ができます。既に、22年度の確定値、これは推計でございまして、こういったものが推計されることによって、ある程度の試算ができるということになっておりまして、その試算で見ますと平成20年度、21年度というような大きな超過にならないような形で試算がされております。このことは、下田市の国保の運営のリスク要因としては、将来的には減少をしてきているのではないかとこのように想定しております。

次に、国保の加入者の高齢化がどのように財政運営に影響しているかでございますが、制度的に国民健康保険につきましては、高齢者割合、低所得者の割合が多いわけですね。これは国保自体がそうなんですけれども、下田市の保険者の立場としても、全国的にも国保の中でも高い位置にいるという、こういった部分があります。

ただ、こういった高齢者割合が高いところとか、低所得者の割合が高いところについては、国の財政支援、こういったものも行われております。この財政支援の1つが25年度まで延長されておきまして、こういったものの恩恵にあずかりながら適切な運営をしていくということが1つあります。

また、前期の高齢者の保険給付、これは65歳から74歳の保険給付でございますが、これは全国的な制度間調整ということで、ここにかかった医療費につきましては、大体各保険者ごとの人口割合に応じて支払うようなルールとなっております。そういったものがありまして、先ほどの精算が行われているということがありまして、20年度から発足したことによって、これ国のほうの方針で先に超過するような形になっていたのか、ちょっとよくわかりませんが、下田においては2年間超過があったことは事実でございます。

次に、今年度の課税の見通しでございますが、この算定の方法としては22年度の所得、これが出ていますので、こういった所得割の基礎データをもとにして、いわゆる22年分の所得額を使って算定した結果でございます。これは資産割、均等割、平等割、これは23年度の課



税対象人員に乗せて算定した結果をもって、今回の補正の予算に計上したと、こういった経過でございます。

以上が具体的な予算関係の説明でございます。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） では、私のほうから東日本大震災後の税収の見通しについてお答えをさせていただきたいと思います。

平成22年度国民健康保険税の現年度分の収納率におきましては、前年度を若干上回りました。しかし、滞納繰越分につきましては、前年度を下回る状況でございます。

ただ、対予算額は確保できたものの、合計でマイナスの1.56%の収納率ということになっております。

ご承知のとおり、長引く景気低迷に加え、今回の大震災により、特に本市の基幹産業である観光及びサービス業、厳しい状況にあると思っております。国保加入者の構成につきましては、年金受給者など、大震災の影響を受けない世帯もいる一方で、観光業に携わる方、建設業に従事する社員、商店主や職人さんなど自営業の方、また今回の大震災の影響で失業された方も増加しております。収納環境は一段と厳しくなることが今後も予想をされているところでございます。

また、人口減によりますことや、後期高齢者制度発足による年金特徴者の脱退等で調定額自身が減少しておりまして、収納額、収納率ともに向上の期待はできないのが現状かとも思っております。

ただ、収納を担当しております当課といたしましては、国保税に限らず、大震災の及ぼす影響が市税等の収納率や収納額にどのように反映するかを各所データを収集して、ただいま分析、資産している段階でございます。東京電力の計画停電や夏の入込客数など、不確定要因が大部分を占めることや、また仮に資産できたとしても、あくまでも仮の試算数値がひとり歩きされることは、別の意味でも大変混乱を招くおそれもあるという状況の中で、国保税第1期の納期限を迎えただけの現時点で、それらをお示しすることはできないものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

しかし、徴収の立場から申しますと、このような状況下でも1円でも多く収納に努めることが収納担当職員に課せられている職務とは感じておりますので、今年度の目標値、現年ですと87.2%でございますが、それをクリアできるよう、今後もより一層収納対策にきめ細かく対応し、厚生労働省より示されている国保税収納対策緊急プランを参考に、6点の重点を

置く対策等を進めながら、収納率向上に日々努力をしているところでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 議長、ここから先、一問一答方式でやらせてもらってよろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） はい。

3番（伊藤英雄君） それでは、最初の質問なのですが、今年度当初予算において1億3,000万円の取り崩しがあったと、その主な理由は前期高齢者交付金、平成21年度の7億8,800万円、このうち1億2,600万円が国の払い過ぎであったため、この精算を23年度で行わなければならないと、こういうことで1億3,000万円を取り崩したと、こういう説明があったわけでありませう。

議長に再度のお願いであります、事前をお願いをした資料を配付していただけますでしょうか。

議長（大黒孝行君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時57分休憩

午後 1時58分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番。

3番（伊藤英雄君） ただいま資料を配らせていただきましたけれども、下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例、この第4条において、基金はどのようなときに取り崩せるかを規定しているわけでありませう。

第4条、基金は次の事由により予備の不足を生じた場合、処分することができる。

- 1、医療費が急激に上昇し、当初の見込みをはるかに上回ったとき。
- 2、返済により国民健康保険税の収納が著しく低下したとき。
- 3、医療費の支払い財源の確保が著しく困難となったときであります。

基金を取り崩せるのは、この第4条に規定している3項目のいずれかに該当する場合があります。

したがって、国が1億2,600万円払い過ぎたんで返してくれと、これを返すというこ

とは、基金取り崩しのこの3項目のいずれにも該当しません。したがって、基金から1億3,000万円取り崩すことは条例違反ではないですか。このことについてお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） まず、国保会計でいいますと、国保の支払いについては医療サービスに基づいて、この財源を国民健康保険税で賄うということが第一原則になっております。国民健康保険の歳出の中身、これを見ますと事務費、総務費、こういったものがございまして、これは昨年の決算でいいますと5,400万円ほど、保険給付費、これが大きな割合を占めておりまして、歳出の大きな割合は当然医療給付費になるわけです。これが21億8,900万円。あと、リスク軽減を図るために、高額医療費、こういったものを共同事業で行っております。この共同事業の拠出金、これも医療費の支払いに充てる部分でございまして、3億7,200万円、こういったものが主な歳出の内容となっております。

それ以外に、皆様から後期高齢者に係る、これは別の制度に支払う支援金、後期高齢者支援金でございます。これと、介護納付金、こういったものを被保険者から納付をいただきまして、それぞれの制度のほうへお支払いをします。制度といっても、社会保険診療報酬支払基金、こういったところにお支払いするわけです。

この医療給付費の財源につきましては、やはり基本は保険税でございます。ただ、保険税で賄えない分、これは当然でございますので、こういったものについては国とか、先ほどの後期高齢者の交付金、あと退職者医療につきましては退職者療養給付費交付金、これとか共同事業の交付金、こういったものをリスク分散を図りながら取り入れて、安定な運営、小さな保険者でも大きな保険者でも安定した国保運営ができるような形でリスク分散が図られております。

その1つが、今言われた後期高齢者の交付金でございます。下田の場合は、後期高齢者の割合が高いものですから交付になっておりますが、共済とかですね、割合が低いところにつきましては、むしろ出すほうの形になっております。この精算が医療費の確定してからの精算ということでございまして、国のほうの国庫負担金の精算については翌年、退職者医療についての精算は1年後、前期の高齢者の交付金については、これは医療費の精算でございますので、2年後という形で進んでおります。こういったことを見ますと、前期高齢者交付金についての超過分についても、ある意味こういう保険費の中の支払いに当然充てて支払うような形で、今回入れてございまして、何ら問題はないというふうに思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 議長、もう少しね、まじめに答弁するように指導してくださいよ。何言っているか全然わからないじゃないですか。

1億3,000万、何で取り崩ししたんだって聞いたら、国から払い過ぎがあったから、その払い過ぎのお金をやるために崩したと言っているわけだよ。だけれども、基金条例によれば、国からきたお金を払い過ぎていると、返すから基金を取り崩していいなんて書いてないんですよ。そのことを聞いているんですよ。それに対する答弁全くないじゃないですか。これじゃ議会にならないですよ。

議長（大黒孝行君） 暫時休憩をいたします。

午後 2時 4分休憩

午後 2時29分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） すみません、貴重な時間をいただきまして、申しわけありませんでした。

ただいまの質問でございますが、今回の基金からの繰り入れにつきましては、適切な運営を欠いておりました。非常に申しわけありませんでした。今後の見直しを図り、現行の制度に合わせた対応を進めてまいりたいと思います。申しわけありませんでした。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 国保会計のたび重なる制度改革、条例の整備のおくれ、しかしながら現実には条例に基づかない行政処分はできない。こういうことの中から、この問題は発生したわけであります。制度改革に合わせ、条例改正を行うことと同時に、条例に基づいた行政執行を行うように強く要望をいたします。

それでは、次の質問であります。健康増進課には国保会計の実質単年度収支、この流れについての表をお渡ししてあります。ただいまの答弁によれば、平成21年度には1億2,600

万円の国庫のお金がき過ぎていた、こういうことでありますから21年度もやはり6,000万円ぐらいの実質赤字になってくるわけではありますが、この私がお渡しした国保の単年度収支、この単年度収支の数字は正しいのか、あるいは全く間違っているのか、このことをお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 質問者にお諮りいたします。

質問の途中でございますが、ここで10分間休憩をとりたいと思いますが。

では、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分休憩

午後 2時41分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 先ほどの伊藤議員から示された資料でございますが、国保会計単年度収支、これの21年度6,900万円の黒字、これの見通しでございますが、21年度、この実質見通し、決算でいきますと6,871万4,000円、こういった数字でございます。これにです、あと先ほど説明した前期交付金とか、退職者医療交付金、退職者関係の療養給付費交付金、こういった精算がございますが、ちょっと手元に詳しい資料がありませんが、21年度の実質的な前期高齢者交付金、これが超過が先ほど説明したとおり1億2,516万4,257円というふうになっておりますので、こういったものを引きますと前期交付金だけを見ますと、これとの差し引きで約6,000万円ほど赤字になっておりまして、あとこれに精算部分が療養給付費、後期高齢者支援金、こういったものがありますので、そういったものを見据えて単年度的な実質収支が確定してきます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 実質単年度収支でいけば、今の前期高齢者交付金を考えると、平成21年度から国保会計は単年度収支では赤字になっているわけです。

最初の主旨質問での答弁漏れは、22年度で1億900万円赤字が出たと、この1億900万円の赤字の主な原因は何だと。つまり、それまで黒字が出ていた。今回、21年度も6,000万円程

度の赤字になったことがわかったわけでありますが、22年度のこの1億円の赤字の主な原因はどこにあるのか、どこにあると考えているのかということが1点。

それと、23年度は予算で1億7,300万円の赤字になるんですが、これまでの国保会計の決算を見ておけば、恐らく繰り越しは七、八千万出るんじゃないかと、こういう推測が成り立つわけであります。

そうしますと、23年度はやはり1億円前後の赤字がほぼ見込まれる。国保会計が赤字体質になってきているんじゃないかと、こういう推測をするんだけど、担当課としてはどういう認識を持っておられるのか。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 22年度の赤字体質かどうかということでございますが、先ほども申したとおり2年後とか、2年前の精算、こういったものがありますので、実質2年後にならないと正確な数字はわかりませんが、この過去の2年間につきましては前期高齢者交付金、こういったものの超過負担がかなり大きく影響しているんじゃないかというふうに、具体的な数字で推測しております。

ただ、22年度以降のですね、22年度にいただいた概算部分、これがどのような形で影響するか、今22年度の決算数値が徐々に出てきておりますので、こういった部分が出てくることによって、実質的な赤字とか黒字が整理がつくという、こういった状況でございます。

ですから、現時点では概算の中での数字しかわかりませんが、結果的には1億円の今実質収支の赤字があると、これが概算の支払いの状況、概算と精算払いの状況、これによって正確な数字が出てくるという、こういった状況でございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 本当に疲れるんだけど、結果が出るのは過ぎ去った後でね、そんなことはおれでもわかっているんだよ。そうじゃなくて、過去を分析しながら未来がどうなっていくかと、この予測を立てて未来への対応を考えると、当たり前のことじゃないですか。

その意味で、22年度1億の赤字がほぼ確定ですよ、もう3月のやつだから、推測ではほぼ確定。23年度も、予算書は8割程度でも正しいとするならば、やはり1億円程度の赤字が見込まれるんだ、推測できるわけだよ。推測という行為は人間しかできないんじゃないかとおれは思っているんだけど、推測できるわけだよ。

だから、ある程度未来を推測して、そこからどうするか、そういう議論をしたいのに、結

果は終わらなきゃわかりませんよという答弁じゃさ、議論にならないし、今後の国保をどうするんだという、市民に対する責任も何も果たせないでしょう、終わってみなきゃ数字が出ませんじゃ。

そうじゃなくてね、どういう推測するんだと、私はこういう推測をしたと、担当課どういう推測するんだと。そして、そのことに対してどんなふうに対処をしていくんだと、こういう議論をしなきゃだめでしょうに。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 具体的に、大きな数字のところの概算と実質収支、この見通しについてはある程度算定してございます。前期高齢者でいうこの部分、これは概算の数字でもらっておるのが給付費でございまして、これが約概算だと10億の給付費の概算払いになっております。これが22年度の確定数値がどうかということでございますが、給付費については約10億、こういった形で執行しております。

それと、23年度でございますが、23年度の前期については概算の調整、給付費の部分が9億7,400万円、これについては若干低めに概算がなっているのかなと、こういうふうに推測はできております。

それと、退職の関係でございますが、退職の概算払いが1億3,400万円ほど概算でもらっております。ほぼ今確定値を入れた経過がございまして、それよりも約現時点での推測でございますが、2,000万円前後、これが確定値のほうが上回って不足が生じていると、こういったものがあります。主に大きなものは、以上の部分で概算と精算の数値は確認してございます。

それと、療養給付費につきましては、4億2,000万円ほど交付されておりますが、これは国のほうの、詳しい数字ちょっと今手元にありませんので、申しわけないんですが、4億2,000万円はちょっともとへ戻していただきまして、ここが療養給付費については申請額よりも6%多く交付されております。これは通常ですと、実質の金額、想定額、概算数字をいただいて請求しているわけですが、それよりも国のほうは3月31日に6%多く支給しております。これが実質23年度においてはその分の影響がありまして、1,800万円ほど返すという、こういった状況になっております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 説明は大変わかりましたけれども、私が聞いたのは22年度1億赤字が

見込まれると、これはほぼ確定であろうと。そして、23年度も予算書がほぼ正しいとすれば、やはり1億円前後の赤字が見込まれていると。21年度が6,000万円ぐらいの赤字が恐らくあったであろうということになれば、3年間の連続赤字、特に22年、23年は1億円前後の赤字が出てくると、こういう推測が成り立っているよと。そうだとすれば、国保会計は赤字体質に変わっているのではないかと、こういう推測をしているんだけど、全くこの推測が違うというのか、こういう推測が成り立つと考えているのかと、こういうことであります。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 推測のもとになるのが、療養給付費の給付費でございます。これが平成21年度、約20億8,400万円、22年度が約21億8,900万円、23年度でございますと21億5,400万円、こういった療養給付費については、そんなに変化してございません。これが歳入がどうなるという1点でございます、その歳入についてはこれから療養給付費の関係、国のほうの負担金及び前期交付金、こういったものについてはほぼ概算できておりますので、この概算の払いがどうなるかによって、赤字か黒字かということになるわけですが、現時点においてはかなり厳しい状況にあるということは事実でございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） もうこれ以上、担当課長に申し上げてもあれなのかもしれないんで、市長か副市長にお尋ねします。

担当課長としては、大変厳しい状況だという答弁をいただきました。何がどう厳しいのか、よくわかりませんが、私の推測では21年度、今までの答弁の中身からいけば6,000万円程度、22年度は概算で約1億円、23年度も予算は1億7,000万円だが、今までの経緯からいけば七、八千万円の繰越金が出てくるであろうから、やっぱり1億円程度の赤字と、こういう赤字体質が推測されてくると。このことに対して、同じように赤字がやっぱり予想されてくると考えるのか、それとも、いやこれはこの22年、23年度、特異な事情によるもので、今後もとの黒字体質に戻ると考えているのかお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 国保会計につきましては、担当課長と何度も打ち合わせをしております、担当課長のほうからは23年度は何とか改正しなくても対応できるということで、これはもう頑張るということでございまして、ただ医療費のありきで歳入でございますから、24年度以降はですね、もう大変こう厳しいと、言うなれば一般会計からの支援もお願いをし



たいというような言葉は聞いております。

ただ、今までの経過の中で、議員も何回か質問とか意見言っておりますとおり、せっかく黒字体質になっているんで、軽々に一般会計からの繰り入れで賄うようなことは、もう言わないでくれというような、逆にこちらから指示をしているような状況でございます。課長が言っているように、24年度以降、赤字体質、大変厳しい、ならざるを得ないというような判断をしています。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 私は逆にですね、国民の被保険者の現状、将来の高齢社会見据えたときに、被保険者の負担能力というものももう限界に来ておると。

それから、この赤字体質に変わったのが療養費がふえてきているわけではないと。国保税についていえば、資産割あるいは所得割の減少によって、国保税は減ってはきている。しかし、それは負担能力の低下を意味することであってね、やはり被保険者の負担で、特に今回の赤字体質は制度改正と密接に絡んでいる。20年度の制度改正と密接に絡んで、それによって赤字が起きているということが大きな要因ではないかと思われる。これを考えると、一般会計からの繰り入れをぜひ検討をしていただきたいと、こういうお願いを申し上げます。

では、次の質問にいけますけれども、庁舎の予定について幾つか確認をさせていただきたいと思います。

今年度、7月から8月に制限付一般入札によってコンサルタントを決定するということがあります。そのコンサルタントが非常に重要な役割を果たすんであると、ここで恐らく庁舎の骨組みが決まってくると。したがって、コンサルタントの総合評価で価格面、技術提案、実績等を見て決めるということであるかと思いますが、慎重に本当に優秀なコンサルタントを選ぶようお願いをしたいということ。

それと、お話を伺いました24年度に基本計画、実施設計、これらをやっていくということであれば、敷地の選定、大まかな構想、これは今年度中に決定をするという理解でよろしいかどうか。今年度中の見込まれる、何月程度までには敷地の決定をしたいと、こういうような見通しがあれば、それを教えていただきたいと。

建設業者についての発注、これをいわゆる設計施工一括方式にするのか、設計施工監理と施工の分離発注、あるいは設計と施工監理、施工、この3つの分離発注、いかなる方法にするかは24年度に決定をするということでありましたが、建設業者の決定はどなたが行うのか。市役所内部には、たしか指名委員会でしたか、副市長を中心にする、いやいや入札だよ、入

札で建設業者を決める。そこで決めるのか、あるいはコンサルタントを入れた総合計画を立てた、そういうところも入れた形の中で決められるのかをお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 施設整備室長。

施設整備室長（土屋和寛君） ただいま質問にありました敷地選定ですけれども、平成23年度中に決めたいとは考えております。具体的な月は、できましたら12月までには決めたいと考えております。

それから、建設工事と、それから実施設計の発注ですけれども、具体的には総合評価という方式をとらざるを得ないのかなと考えているんですけれども、この総合評価というのは価格評価と、それから技術提案、先ほど議員さんおっしゃいましたとおり、そちらの2点で評価する方式です。

業者の決定ですけれども、一概に指名競争入札という形は恐らく考えられないと思いますので、制限付一般競争入札の中で決定していきたいと考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英信君） わかりましたけれども、25年度に行う建設業者の実際の決定を行うのは、庁内の副市長を中心とした指名委員会なのか、それともコンサルタント、この基本計画をつくった、を入れた形の中で、いわゆる総合評価ですから、価格だけではないとすればですね、その技術力であるとか、その提案内容を見るとすれば、そのコンサルタントを入れたほうが良いというふうに考えているのか、それとも、いや庁内だけで決定するんだとしているのかということとはどちらですか。

議長（大黒孝行君） 施設整備室長。

施設整備室長（土屋和寛君） 工事と実施設計につきましては、先ほども言いましたとおり総合評価の関係でやりたいと考えております。その決定の基準につきましては、平成23年、24年度の基本構想、基本計画の中で、当然コンサルタントを入れますので、そちらを入れた中でその原案をつくっていききたいと。そのコンサルタントにつきましては、原案をつくりますので、25年度以降の例えばコンサルコト、あるいは実施設計に関する事項については参画できないということで条件を入れるつもりです。

以上です。

議長（大黒孝行君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番、下田市の防災対策について。2、下田駅前広場使用料等について。

以上2件について、8番 藤井六一君。

〔8番 藤井六一君登壇〕

8番（藤井六一君） 民友会の藤井でございます。

私の質問したいのは、大項目で下田市の防災計画について、これと下田駅前広場の利用料減額、この2項目についてお伺いをしたいと思います。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

これまで、何人かの議員の皆さんが、この防災計画については触れておられました。私の質問したいことは、すべて終わっております。ですから、何を質問したらいいのか、実は戸惑っているわけでありますけれども、せっかく通告してありますので、一応予定したとおりの口述書は読ませていただきます。

まず、下田市の防災計画についてお尋ねいたします。

行方不明者や死者、合わせて2万3,000人を超える未曾有の大被害をもたらしました東日本大震災、このことについては先ほども申し上げましたように、既に何人かの議員の皆さんが取り上げておりますので、私はとりわけ被害を最小限に食いとめていく減災、この減災の面から避難を中心に何点か当局にお尋ねしたいと思います。

行政の最大の責務は、言うまでもなく市民の生命を守ることです。ところが、今回の大震災の後で、「想定外」とか、「想定を超えた震災」だとか、そのような行政の責任を薄くするような、そうした発言が随所で聞かれております。

しかし、このことは行政の取り組み方に大きな関係があるかと思えます。行政がその持つ財政能力の中で、人命を尊重し、そのためにはできることはすべてやってきた。そういうことでありましたならば、理解もできるわけでありますけれども、何もやらない、これは失礼な言い方になりますけれども、ほとんどやらない。そうした中で、災害の結果だけを見て、これは想定を超える被害だ、そういうことを理由にしていたんでは、説得力はないと思えます。

私たちの伊豆地域というのは、東海地震、東南海地震、あるいは南海地震、この3つの地震が連動をして、マグニチュード9クラスの地震が起きるといって、そういう可能性が非常に高いところだとも言われております。県の想定した東海地震の津波による浸水面積、人的被害のシミュレーションによりますと、津波の高さは最大5.6メートル、浸水面積0.74ヘクタール、建物は1,137戸、この建物が全・半壊すると、そういう数字が出ております。

さらに、人的な被害では死者5人、重軽傷者28人、合わせて33人の死傷者が出るとしてお

ります。

この想定は、市街地の液状化を想定した上での数値ではないと思われま。第4次の想定数値はまだ出ておりませんが、この第4次の被害想定、こうしたものを今の時点で見越すことは非常に乱暴なことでありますけれども、今申し上げましたような被害想定数値が、これをごらんになって市長、どのようにお感じになりますか。

第4次想定被害数値がこれよりは少ないということはありません。これよりふえるのではないかな、そのように思われます。こうした時点で、この数値について、とりあえず市長のご見解をお伺いをしたいと思います。

先日行われました津波避難訓練、自主防災会が主催をし、23地区から3,800人を超えるといいですか、そうしたかつてない大勢の市民の方が参加されたと聞いております。東日本大震災の被害をまざまざと見せつけられた直後だけに、市民の関心は非常に高かったようであります。この訓練、振り返りまして市長、果たして市長が考えておられたような、そういう訓練であったでしょうか。そして、その結果は行政の長として満足のできる訓練だったでしょうか。また、反省点としてどんなことが言われておったでしょうか、市長の率直な感想をお聞かせ願いたいと思います。

現在、市が指定しております避難所は、広域避難所が10カ所、一般避難所が39カ所、これだけあります。しかし、これらの所在地を調べてみますと、地域的に非常に偏在している、そのように見られます。

例えば、中地区、赤間集落、こうしたところを抱えております東中といいますが、この中地区を見ましたときに、とっさのときに一体この地区の住民はどこへ逃げたらいいでしょうか。どうぞご自由にお逃げくださいということでは、余りにも無責任ではないのかな、そのように思われます。

東本郷地区、ここも津波の危険地区であります。しかし、津波の避難場所はございません。この地区の住民はどうしたらいいのでしょうか。

また、液状化が大変心配されている市街地も対策が必要であります。市街地内には避難ビルもそう多くはありません。広域避難所に指定されている下田小学校も、それ自体が折戸地区へ逃げる計画になっているようで、また敷根公園や下田中学校まで避難しろ、そう言われましても、果たして何人の市民が逃げられるのでしょうか。

また、朝日小学校、田牛の青少年海の家も避難場所に指定されてはいますが、まずこの避難場所自体が津波の被害を受けそうな、そうしたところに位置しております。

私は、こうした問題につきまして、地域別に、あるいは避難所別に行政とその地域の自主防災会がよく話し合いをし、検討、協議をして、どうしたらいいのか具体的な方策について日常的に話し合っていく、そんな繰り返しが必要ではないでしょうか。避難所として指定さえしておけば、地域の住民がどこへ逃げようと、皆さんの勝手だというのでは、行政として余りにも無責任過ぎるのではないかと、そのように思いますけれども、このことについて市長、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

また、避難所はあっても、そこまで逃げるのにどうしたらいいのか、避難路の確保はどうなっているのか、これも大きな問題であります。避難路はあっても、避難の前に地震で道路が壊れたり、建物からの落下物などで通行ができなくなったりする、そういう場合もあります。あらゆる場合を想定した対策、こうしたことを日々考えておく必要があるかと思えます。

先日の津波避難訓練では、参加した自主防災会から幾つかの反省点が挙げられたようでありますけれども、その後、これらの反省点について検討され、それが市の防災計画の中でどのように生かされているのでしょうか。こうした施策は、市民の生命を守る上での最も重要な課題であります。私は、自主防災会に丸投げするのではなく、行政としてどのように対処していったらいいのか、役所の機構の中に防災対策係、あるいはできることならば防災対策課のようなものを設けまして、日常的に真剣に取り組む姿勢が必要だと考えますが、市長、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、浜岡原子力発電所についてお尋ねいたします。

私は、19年9月定例議会の一般質問で、この浜岡原子力発電所の問題を取り上げたことがあります。このときの質問の要旨は、浜岡原子力発電所は活断層の上に建てられているというけれども、本当なのか。万一にも事故がないよう、市町村が協力し、対応できる体制を構築していくべきではないか、このようなものだったと記憶しております。

この時点での市長のご答弁は、発電用原子炉施設、こうしたものに関する耐震設計指針があって、耐震の安全性が確保されていて、活断層の上には原子力施設はつくらないことになっている。また、活断層自体が存在するかどうか、こういうことについても今その評価を実施している、このような答弁になっておりました。ちょっとどういう意味がよくわかりませんけれども。結果的に、非常にあいまいなものでありました。

この時点では、原子力発電所が今日のような大きな社会問題になるなんていうことは考えられなかったもので、市長の答弁も形だけのものだったように記憶しております。それが今、

浜岡の原子炉は全炉運転中止になり、現実の問題になっております。

しかし、原子炉は運転中止になったとはいえ、核燃料を抱えた装置はまだそのまま残っております。原子炉の事故は、地震や津波だけが原因とばかりは限りません。考えられないような形で事故は発生するものであります。

もし、浜岡で何らかの事故が発生した場合、風下に当たるこの伊豆地域はひとたまりもありません。素人の私らが言うことではありませんけれども、大変な被害をこうむることになるかと思えます。

浜岡原子力発電所、これはそんな爆弾を抱えているようなものなんだ、こう言う人もおります。この爆弾が爆発しないよう願うばかりではありますけれども、万一の場合に備えて、いざというときにどうしたらいいのか、そのようなこと、やはり日常的に常々考えておく、準備しておく、そうしたことも必要ではなかろうか、そのようにも思えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。中部電力の関係の方に下田にも来ていただいて、この発電所の現状がどうなっているのか、我々が心配するようなことはないのか、万一あった場合にとりあえずどのような対処が、対応が必要なのか、そうしたことについての説明会、そうしたものを開かれるお考えがあるかどうかお伺いをいたします。

質問が前後いたしましたけれども、今、県立下田南高校跡地で建設が進められております新病院が津波の避難ビルになり得るのかということでもあります。津波浸水危険区域にあって、液状化する危険性もあるということでもあります。さらに津波になれば、海水は平滑川を逆流し、一気に税務署裏あたりまで到達をします。

一方、下田港内港から川岸に上陸した海水は、市街地の道路を這うように、新病院建設地に迫ります。新病院の建設地が危険だということは、その周辺の市民にも大変危険だということでもあります。

先日南伊豆町の町議会で、病院組合管理者である南伊豆の町長が議員の質問に答えまして、一部設計変更を、こうしたこともあり得ると、そういう示唆をされたような答弁をしております。市長にお尋ねいたします。新病院の建物、これに設計を一部でも変更する、そうした計画がおりなのか、昨日の一般質問で私は聞いておりませんということでありましたけれども、もう一度よく考えていただいて、そういうことがあるのかないのかお答えをいただきたいと思えます。

下田市は観光地でもあります。災害時の観光客の避難場所の確保もしなければなりません。もちろん、その近くの市民の避難場所も必要であります。災害避難ビルの確保に当たって、

必要な場所にそうした建物がない場合、避難ビルにかわるような背の高い、そういう施設をつくったらいいじゃないかと、そのようなことを言う人もおられます。

しかし、下田市には今建設中の病院があります。災害拠点病院として質の高い、この地域の中核病院づくりを目指しておりますが、避難ビルの代替施設をわざわざつくらなくても、一部設計変更ができるならば、その建物の設計を一部変更して、市民や観光客を収容できる避難所がこれによってできることであるならば、ここは市長、一考をすべき事柄ではないのかな、そのように思います。お考えをお伺いいたします。

次に、津波の、浸水の目安になる海拔標識についてお尋ねいたします。

この標識に書かれている数字、これは海拔をあらわす数値であって、津波の予想される高さをあらわす数値ではありません。津波の高さと勘違いする者もあるようです。押し寄せてくる津波の高さは、地形や周辺の建物など、障害物などによっていろいろ変化するようでありますけれども、大体の高さ、目安は表示できるのではないかと思います。

昨日も、こうした質問、質疑のやりとりがありました。しかし、予測で津波の高さを書くにいけない、そのような答弁も聞かれておりました。担当の課長に伺います。海拔の数値とあわせて、予想される津波の高さの比較、こうしたことができるならば、市民の関心も変わってくるのではないかと、そのように思います。この津波の高さを予測することは、そんなに難しいことなんでしょうか。こうしたデータもないわけではないと思うんです。そうしたことから、この津波の高さを予測する数値が海拔の数値とあわせて、そういったことができるならば工夫してみてもよろしいのではないかなと、そのように思います。

次に、災害弱者対策についてお伺いいたします。

災害弱者といっても、主に自分で動くことができない体の不自由な方になろうかと思います。こうした災害弱者に対し、行政はどのような対策をもって臨んでおられるのか、市長にお伺いいたします。

東日本大震災で、被害者の方々が言われていたことに、「津波はてんでんこ」というような言葉があります。このことは、津波が来たら1秒でも早く高いところに逃げなさいということでもあります。裏返せば、自分の命は自分で守りなさいと、そういう意味になろうかと思えます。

しかし、自分で逃げられない人は、一体どうしたらいいんでしょうか。先日の津波避難訓練でも、災害弱者の参加が非常に少なかったようですけれども、このことは大きな問題であります。

市長にお尋ねいたします。こうした災害弱者対策をどうするのか、何か対策を考えておられるのか、対策があったとしたらお聞かせ願いたいと思います。

私は、こうした災害弱者たちを、こういう方々だけを対象にした福祉住宅といいますか、そうした住宅を災害の心配のない安全な場所に建設する、そういう手もあろうかと考えております。予算上、そういうことが考えられるのかどうなのか、あわせて市長のお考えをお伺いいたします。

次に、一斉メールシステム、この導入についてお尋ねいたします。

このシステムは、保護者に災害情報や不審者情報、学校のイベントや地域のイベント情報などを携帯電話やパソコンに配信するというもので、下田市では朝日小学校だけが7年前からテスト的に導入しております。学校関係者によりますと、学校をキー局にして希望する保護者宅を登録する、そういう簡単なもので、災害時などは子供の引き取り要請や一斉下校の連絡、またふだんは学校行事や地域のイベントの連絡などにもでき、多目的に活用できる、そういうことで非常に好評のようであります。経費も、1校当たり7万円余りだということで、既に導入している朝日小学校から一斉送信システムを内蔵したパソコンを導入している中学校4校を除きますと、約45万円ほどでできる計算になります。機種の違いはあっても、賀茂地区では下田市以外の小・中学校はほとんど導入しております。下田市でも、校長会で市当局に導入の要望書を出す、そういう動きがあるやに聞いております。

ここで市長にお尋ねいたします。

議長（大黒孝行君） 1分前です。

8番（藤井六一君） 下田市がこれまで導入できなかった、このことについて何か理由があったんでしょうか、そのことについてお尋ねいたします。

次に、下田駅前広場使用料の減額についてお尋ねいたします。

ことし5月25日、下田駅構内自動車組合、ここから市長に下田駅前広場使用料の減額ということで要望書が提出されたと聞いております。要望の趣旨、1台当たり月額9,000円の広場使用料を1台当たり月額1,600円の使用料を近隣並みに……

議長（大黒孝行君） 時間になりました。

時間です。再質問をお願いします。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初の防災対策につきまして、また答弁が重なると思いますが、少し



話させてもらいます。

議員のほうからは、想定されている県の第3次の被害想定の中で、例えば下田の場合は死者が何人出るとか、けが人が何人出るとか、こういうものの想定値をどんなふうに見ているのかということにつきましては、あくまで数字でありますので、私自身が考えるのはやはり死者が出ないというような防災対策をつくっていくべきだということで、この数字がどうこうという問題ではないというふうな自分自身では判断をしております。

先日の避難訓練、満足できたのか、あるいはその中での反省点という中で、満足というような内容の避難訓練をやったわけではありません。とにかく、とりあえず市民の方々に高いところに逃げてくださいという形の中で、地元で逃げる場所を考えてくださいよという中で、それぞれの自主防が考えた場所に避難する。どのくらい時間かかったのか、そういうような形の中で4,000人近い方がとりあえず、あれだけの自主防の中で参加していただいたということは、かなりやはり市民の方の中にも真剣に考えていらっしゃるという面についての問題とすれば、よかったなというふうには思っております。

反省点というのは、これから出てくることをごさいまして、今防災担当と地元の自主防の方との話し合いに少しずつ入っていく中で、昨日の岸山議員のほうからも質問が出ましたように、かなり区長さんを通じて議員さんのほうには反省点的なものが上がってきておりますが、これをいかに早く集約をしていくかという作業に、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。

避難場所につきましても、たまたま東中等の事例を挙げて、そこで逃げれるのかというような形の中では、あのときは多分、東中、西中では3カ所が避難場所にありました。神明神社と、それからあそこ何というのかな、真ん中の百老亭のところを入れていった高台、それから東中のほうの一番奥の高台というような形で、避難をしたわけではありますが、私も事前にその場所は見に行った経過があります。この場所で、どれだけの人が来たときに、果たして収容できるのかというところまでも、事前に現地を見てまいった経過があります。

東本郷のほうにつきましては、ちょっと場所的な問題は把握していないんですが、議員のほうから東本郷もそうじゃないか、逃げる場所がないんじゃないかというようなご質問がありました。特に、液状化というような問題も述べられたわけであります。

今回の高台とにかく逃げるという教訓は、多くの方々にインプットされたというふうに思います。それから、それが例えば組織的に逃げるのか、あるいは昨日、土屋雄二議員がちょっと何でしたか、何という言葉を使ったのか、てんでんばらばらにこう逃げるんだという、

これがまず命を救う一番早い、例えばあそこにだれがいるから助けに行かなきゃとか、こうとかというような行動までしてしまうということが、逆に今回の東北の大震災の中では命を失った方々の事例として多く上がっているということを考えると、逃げ方についてもこれからしっかり、我々はどういうふうな行政として指導をしていったらいいのかということも考えていかなきゃならないというふうに思っています。

一人一人の命を救うには、それこそてんでんばらばらなんです、その後に出てきました弱者の方々の問題点を考えると、てんでんばらばらとか、勝手に逃げろというのも、どこかの部分では相容れないマニュアルになってしまうということを考えると、その辺は議員がおっしゃった弱者用に福祉用の住宅なんか高台につくるべきじゃないかというようなことも、1つのやっぱりこれから議員さんのどんどん提案なんか、我々のほうにいい提案があれば、それはやっぱり施策として考えていくということも必要なかということで、今後の反省点の中に入れていきたいと思っています。

役所の中に災害対策係、あるいはできれば防災対策課というようなご意見でございました。これは、もう既に我々も政策会議等通じてですね、今の防災係の人員で果たして対応できる問題でもなかるうというようなことで、きのう竹内議員のほうからお話がありました防災のプロジェクトチーム、これも既に頭の中に入れて、副市長等を通じて昨日の答弁でも言いましたように、防災の経験者、役所の中におりますので、かなりこういうのでプロジェクトチームをつくっていくのか。それから、現状の防災係の人員拡充をしていくのか、この辺も重ねて今準備のほうに入っているところでございます。

原発の問題であります、議員のほうから19年にご質問されたということは、私十分頭の中に残っております。すごい軽い答弁をしたというご指摘でございますが、当時の認識と今の認識では全く180度、原発に対する怖さというのは私認識変えをしております。大変、前回の答弁の中で活断層の問題とかですね、この辺について少し認識不足の中で答弁したのではないかとということで、少し反省をしております。これはおわび申し上げたいと思います。今は、もう結構勉強していますので、いろいろな面で質問が出て、かなり細かく答弁できるというふうに思っておるところでございます。

今後の国策ですね、やっぱり一番大きなのは国策がどういうふうに方向性が出ていくかということが、この原発問題に対する大きなうねりとなってくるのではないかなというふうに思っています。

中電関係者を呼んでの説明会というのも、確かにそれはやる必要があるのかなとは思って

いるんですが、現実私どもが今まで中電の関係者に聞いた説明会では、決して万が一のときはこうだというようなことは絶対説明の中に入ってこないんですよ。必ず、安心だ、我々はこういう対策を練っているということしか言わないんですね。万が一、例えば事故が起きたときはこうだとかですね、そんなことは一切質問しても言いません。必ず、答えは安心ですと、そういう対策を練っていますというような話でございまして、今回のあの津波に対する擁護壁をつくるということについても、さらに高さを考えてやっていくから、絶対そういうことはありませんとかですね、こういう形しか説明されませんので、果たして呼んで、万が一あったときに伊豆半島のほうにどんな状況になるんだなんてことを言っても、絶対それに対する説明はないと思います。ですから、その辺のことも考えて、計画もしするのであれば、その程度の話でいいのかというようなことであればいつでもできると思いますが、余り聞いても効果のないあれになるのではないかというふうに思います。

それから、病院問題の中で、1つは南伊豆の議会のことで設計変更があるのかというようなことについては、きのう述べたように、その内容については私は聞いておりません。

もう一つ、観光客とか、そういう方々、あるいは市民の方に対して避難場所になるのではないかというような提案でありますけれども、議員はあの辺が、先ほどの質問の中でも液状化の心配されているとか、大地震だとか、津波が心配されているという中で、一部設計変更しても、そこが避難場所になるというのは、ちょっと反対の考え方になってしまうのではないかと思いますし、病院自身はあくまで、もし何かあったときに患者さんを受け入れる大事な施設でありますので、避難場所と病院というのはちょっと相容れない部分があると思いますし、議員が南伊豆の管理者のほうに出した公開質問状の中にも、液状化が心配されるから設計を考えると、建設地を考えるとというような質問状にもなっていますから、そういうところを避難に当てるといことはちょっと違うのではないかなというふうに私は思っております。

あと、災害弱者対策につきましては、きのう言ったように要援護者の台帳というのとですね、それから身障者の方とか、ひとり暮らしの高齢者の台帳というのはつくってある。このすみ分けをしながら、とりあえず対応していこうというような対応をさせていただいているところでございます。

一斉メール送信の問題につきましては、教育委員会のほうからも話があるんでしょうけれども、これは必要ということで出てくれば、やっぱり必要なものだということで、1つの防災対策の大きなあれになるのであれば、これはもう各校に配備をしていくべきだというふう

に私自身は考えております。

最後の駅前広場の使用料の問題につきましては、ちょっと途中で質問が終わってしまったんですが、要望書のほうは我々のところにも事前に届いておりますし、その中で今言ったような形の中で要望書どおりの減額というのはちょっと簡単には難しい問題でありますけれども、やはり何らかの考え方をつくって大変なこういう今の状況でありますからということで、とにかく地価水準というのは下落していますから、そういうものを加味した金額というのを担当課長のほうに検討しなさいよということで、全く要望がきたというものに対してむげにこんなのはできないということではなくて、やはりそれはそれなりにしっかりお答えを出すような形で今準備をさせていただいております。

議長（大黒孝行君） 質問者にお諮りをいたします。

質問の途中ですが、ここで休憩をしてよろしいでしょうか。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 3時43分休憩

午後 3時53分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

#### 会議時間の延長

議長（大黒孝行君） ここで時間を延長いたします。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 海拔表示とあわせて津波の予想高を表示したらどうかと、そのためにちょっと工夫をしてみたらどうかというご質問にお答えします。

市内には、96カ所に海拔表示を表示してありまして、そこに津波の注意という表示も入れて啓発もしているんですけれども、やはり津波の高さというものがわかれば、市民の関心も高まりますので、これは一例なんですけれども、下田の総合庁舎に実際に津波の高さを表示したすごい高い看板が置いてあるんです。それを見れば、ひと目で津波の高さがわかります。

それから、きのうもご指摘がありました。懸垂幕ですか、そういうものを活用して表示

に工夫をしたいと考えております。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 私からは、一斉メールの関係でお答えさせていただきます。

議員さんからは、これまで下田市だけが導入できなかった理由はということでございますが、これは賀茂地区で導入について時期を合わせようとしたということではなくて、下田市の朝日小学校で導入されたものが便利だったので、ほかの市町が倣ったんじゃないかというふうに思っております。

導入についてですが、先ほど市長から答弁ありましたようにご理解いただきましたので、今後の補正予算で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 8番。

8番（藤井六一君） 質問の仕方が少しもたつきまして、みっともないところを見せまして申しわけございませんでした。何分にも、声が出なくなりましたので、少しペースが遅くなりまして、時間の範囲内で終わらないで申しわけございませんでした。

ただいまご答弁いただきました。今までにない、私の質問に対して非常にいい返事をいただきました。これまでになかったことでありますけれども、やはり返事がいいとうれいいですよね。今のメールの件にいたしましても、ぜひとも補正を組んでということですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、福祉住宅のことにつきましては、これはそう簡単にできることではありませんけれども、どうしても逃げられない、とっさの場合に体が動かない、そうした方をどうするかと、これはどうしようもないんですよ、はっきり申し上げて。だけれども、こういう住宅がもしできるならば、事前にそちらのほうに住んでもらって、それで災害、そういう事故がなければいいことなんですけれども、万一という場合に、それによって助かる命が助かるというようなことになろうかなと思ひますので、ぜひともよろしくご検討を願ひたいなど、そのように思ひます。

それから、病院の設計変更、このことは市長、立場上、南伊豆町長、要するに病院管理者がそう言ったと、それを認めるわけにはいかないと、そのようなことではなかったかなと、そう思ひますけれども、隣町の町長が天下に向かって公表しているわけですから、私は聞かなかったということでは通らないと思ひます。それは、仮にそう思ったとしても、やはり新聞に出ているんですから、新聞見ればわかることですから、そういうことがあったのかなと

ということですね、私が聞きたいのは設計変更ということは全く考えられないのか、場合によってはそれが考えられるのか、その辺を聞きたかったということと、それから市長も言っておられましたけれども、私の質問自体に矛盾があるんじゃないのかと、そういう危険なところへ建てるビルを避難ビルにしたらかおかしいじゃないのかなと。私もそう思うんですよ、実際。それがわかっていて聞いたんです。その危険なところに、今建物の建築が進んでいるわけですよ。

〔発言する者あり〕

8番（藤井六一君） 同じことです。同じことですよ、内容は同じなんです。

ですから、それは確かに危険な場所に、そういう建物を予定どおり建てていくというのはいかがなものかなと。設計変更もあり得るのかなと、そういう意味合いで質問をしたんです。

ですから、危険な場所に避難ビルをとというのは、こういう聞き方をすれば、当然市長のほうから答弁があるなということを計算済みで聞いたんです。この再質問に対して、どのような答弁をいただくのか、ちょっととっさになかなか思いつかないんですけども、あえてまたもう一度聞き直したい、伺いたい、そのように思います。

駅前広場の利用料の減額について、質問が途中で切れてしまいましたけれども、確かに構内タクシーの方々、経営上非常に苦心しておるようです。大変な事態になっているようです。そこによその利用料と比較して、いや比較にならないような数字になっていると、下田の場合。河津駅前の約2倍、伊東なんかの場合にはほとんど使用料払っていないようなので、比較になりませんが、熱海の場合も約3分の1、とにかく大きな使用料に差があるわけです。何で下田だけが、よその場合も払わなきゃならないのかということから、今回の減額要望が出されたように聞いておりますけれども、何とかこの辺、年度の途中だとか、来年はどうとかという事柄ではなく、一生懸命頑張っているんです。観光業者として、その一翼を担っているわけですから、何とか頑張っているところをやはり見てやってほしいな、そのような思いがしております。できることなら、何とかお願いしたいなと思います。

質問が二番煎じ、三番煎じどころか、全く皆さん既にもう終わっていますので、あえて質問をしている方がばかげて見える訳ですけども、再質問というものもないような状態なので、今申し上げたようなこと、要望というような形でですね、ぜひお聞き置きくださればということでは言いました。もし、どなたか答弁をしてくださる方があったらお願いします。なければ、ないで結構です。

議長（大黒孝行君） 当局、答弁ありますか。

ありませんか。

では、これをもって8番 藤井六一君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番。1、下田市防災対策について。2、市内経済活性化について。3、第4次総合計画に盛り込まれている公共施設の建設位置の再検討について。4、2級河川稲生沢川及び蓮台寺川の周辺整備について。

以上4件について、14番 大川敏雄君。

14番。

〔14番 大川敏雄君登壇〕

14番(大川敏雄君) 私は、今議長から紹介いただきました今回の議会については、4点質問をさせていただきます。

まず、第1点目には、下田市の防災対策についてです。

質問に入る前に、去る3月11日、東日本大震災によって内閣府の6月16日の発表によりますと、死者が1万5,477人、行方不明者が7,464人、そして避難者はふえまして11万2,405人、こういうことであります。心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

下田市におきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、昭和16年3月、住民及び一時滞在者等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉を確保するため、下田市の地域防災計画を策定し、これに基づき防災に関する組織の整備、そして訓練の実施、物資や資材の備蓄及び施設の整備を行ってきたのであります。

去る3月11日、東日本大震災を受けまして、都道府県や各市町の単位で、この地域防災計画などを見直す動きが全国各地で広がりを見せております。当市においても、今回のこの議会における議員の皆さん方の質問、あるいは6月10日開催されました全員協議会の行政報告でも、今後の方針として下田市地域防災計画の見直しを行っていくことを明らかにしたのであります。

また、国の中央防災会議は今週には防災基本計画の見直しの方針を取りまとめる予定に相なっております。

一方、静岡県におきましても、東海、東南海、南海地震が連動した場合の第4次被害想定に基づく県の防災計画の見直しを行っていくという方針を聞いているのであります。

東海地震は、いつ起きてもおかしくない状況下にあっては、必要な防災対策は先行して講じていくことが大事なことを考えます。その視点から、以下4点について市当局の考え方を、

見解をお尋ねいたします。

まず、第1に津波避難対策についてであります。

県内で、5月21日実施されました津波避難訓練では、東海地震第3次被害想定津波高を超える独自の想定津波高で訓練を実施した自治体が相次ぎました。当市にあっては、去る5月28日午前9時に駿河湾を震源とする東海地震が発生し、地震から10分から15分で最大6.5メートルの津波が襲来するとの想定で訓練が実施されました。

地域防災計画では、災害の予防策として、市長は住民の避難のための避難地、避難路の指定を行うことに相なっております。東日本大震災の教訓、あるいは過日の津波避難訓練を通じて、自主防災との連携のもと、避難地及び避難路を見直しておくことが、そしてそれに対する整備を行っていくことが大変重要と思うわけであります。

ところで、静岡県では津波対策の基本方針や津波対策施設の整備内容などを具体的に示す行動計画の策定を検討しており、7月の下旬にはさきの県の緊急津波避難訓練で浮かび上がった課題を行動計画の概要に示し、短期対策を早期にまとめ、その上で国が進める東海、東南海、南海の3連動地震の検討結果を反映させた中長期対策を策定する方針であります。

当市においては、早急に避難地、避難路及び避難ビルなどの諸問題の洗い出しと改善を目的に、昨日、竹内議員が提案された津波防火プロジェクトチーム、私は大賛成で直ちに立ち上げて、そして対応をしていくと、先ほども市長はその意思を明確にしたのであります。

県では、この6月議会に津波緊急対策として、もう1億を超える補正予算を計上しておりますし、沼津市においては戸田地区を対象に6月議会に調査費を2,700万円計上して取り組んでいるのであります。

どうか下田市においては、臨時会の開催も視野に入れて積極的に、なおかつ実のある対応をスピードを持って対応する必要が私はぜひ必要だと思っております。市長、この点についてのあなたのかたい意思を、考え方をお聞きしたいと思います。

2点目に、避難生活計画書の策定であります。

先ほどの藤井議員は、いわゆる避難所のあり方についての指摘がありました。私もそう思います。県は、手引書を作成し、自主防災会に対して講習会等を通じまして、避難所における避難生活計画書の作成を指導しております。市内自主防災会においては、計画書を作成し、それに基づく訓練を実施しているところは皆無であります。これが作成のためには、市当局の強いリーダーシップのもと、避難所となっている学校及び自主防災会が十分連携をとって



対応しなければできません。

そこで、市当局のこの避難所の避難生活計画書の策定についての今後の取り組みについての姿勢をお尋ねします。

3点目、医療救護活動について質問いたします。

下田市防災計画には、医療救護活動の基本方針、救護所、救護病院及び仮設救護病院設置及び活動、医療救護計画に基づく措置などが明記されております。災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、平成11年12月27日に社団法人賀茂医師会との間に災害時の医療救護活動に関する協定書が締結されております。

協定書の第3条、いわゆる医療救護活動計画の策定でございますが、3条では、賀茂医師会は医療救護活動計画を策定し、市当局と双方協力して実施計画書を作成することに相なっております。私は、今日まで医療救護活動の訓練が余りにもなされていなかったのではないかという感じを持っております。今後のぜひ防災訓練には、医療機関との連携を十分とっていただき、生きた医療救護活動の訓練を取り入れていくことが大切と思いますが、市当局の見解をお尋ねいたします。

4点目、自主防災会活性化事業補助金の増額についてお尋ねします。

下田市は、昭和62年に自主防災活動の活性化のため、下田市内の自主防災会に対し、予算の範囲内において補助する交付要綱を制定いたしました。具体的には、自主防災会の運営費、防災訓練に要する経費及び防災資機材の維持管理に要する経費及び、その他市長が認めたものを補助対象として補助金の交付を行ってまいりました。私は、平成20年から3カ年間、蓮台寺自治区の自主防災会の会長として活動してまいりましたが、この間、市の予算総額はわずか200万円、蓮台寺の自主防災会の補助金はわずか7万円であります。私は、つくづくこの実活動を通じて、増額の必要性をつくづく感じておるわけであります。

今後、自主防災の活動の充実化を図っていかなければなりません。市内自主防災会と十分協議の上、市当局におかれましては前向きに取り組んでいく必要があると私は思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目、市内経済の活性化についてお尋ねいたします。

2項目にわたって質問いたします。

下田市地域経済対策連絡会の議会代表の参加についてお尋ねします。

去る3月11日に発生した東日本大震災の深刻な被害を受けた東北地方の住民に対し、積極的な支援を実施するため、及び地震の影響により不安定となった市内経済や雇用情勢の安定

化を図るため、4月4日には下田市庁内に設置された対策本部と地域経済の活性化と振興を図ることを目的に、下田商工会議所はじめ市内経済団体により構成されている下田市地域経済対策連絡会は協議検討した結果、当面の緊急対策として既に実行されているわけですが、例えば下田 - 東京間の特急の運転を正常どおり早期に運行していただきたいという要望活動、あるいは東日本大震災の見舞金の交付、緊急観光対策の交付、さらには今回の議会における予算を見ましても、市内の旅館、ホテル宿泊者に対する市内の観光施設の利用割引券の助成、市内商店街の緊急活性化推進事業に対する補助金、また黒船電車で行く下田あじさい祭り6月25日、26日の臨時便の電車の運行と、いわゆる補正予算を計上するとともに、当初予算で計上される支出内容の変更で、この両者は推し進めているわけであります。そこには、私も過日のこの全員協議会へ出たときに、本当にこの議会がなぜこの種の会合に出ないんだと、顔を出さないんだと、こういう疑問を持ちました。どん底の状態にある市内経済や、市民生活を再生に向けて一步でも前進させる活性化対策の充実と実行は、当市にとって最も重要な課題であります。そのためには、市当局、民間団体と議会が、三者が一丸となって取り組む仕組みをつくるのが私は大事だと思います。議会に対する思いやりの姿勢が足りないと、つくづく思いました。

具体的には、下田市地域経済対策連絡会への議会代表の参加の必要だと私は思いますが、市長はどう考えておりますか。過日、議会内部でも、これらの東日本大震災にまつわるところのこの議論につきまして、議会内でも研究会をつくったらどうだというふうな代表者会議でも意見が出ました。そういうようなことで、議会の代表の意見もそういうところに反映させるということが大事だと思います。

2点目、下田市観光基本計画策定の促進化についてお尋ねします。

第3次、第4次総合計画において、その策定の必要性を位置づけされておりました下田市観光基本計画を平成23年度の施政方針で策定に着手することを表明したことは、私はまことに意義があると思います。これからも、観光は当市の成長戦略の柱となると信じているからであります。

その理由を以下、3点挙げますと、1つ目の理由は、当市は美しい景観、祭りや伝統工芸やおいしい食べ物といった広い意味での地域文化があります。何よりも観光客に親しまれ、優秀で温かい人たちが大勢います。こうした資源こそが観光資源なのだと思います。その本物を探し、磨き、発信することで地域はよみがえっていくと思います。

2つ目の理由は、観光は地域ぐるみで取り組めば、その地域全体に影響を及ぼす総合産業

と言われるように、観光事業者のためだけでなく、農業、林業、水産業、商工業の普通の住民みんなが必要であり、それぞれの恩恵をもたらすものであるからであります。

3つ目は、観光は人手の商売と言われ、雇用を生み出す力は高いと言えるわけであります。今日のように、厳しい経済状況下に置かれている今日であるからこそ、当市の観光のあり方を検討し、観光施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の指針となる観光基本計画を策定することは、観光立地をしている我がまちにとっては最も重要なことだと思います。

施政方針では、策定に着手を表明しておりますが、策定する時期や工程、またはその策定の手法も何ら明確になっておりません。加えて、平成23年度の予算においても、関連する予算計上がありませんが、今後この課題にどう取り組んでいくか、市長の見解をお聞きしたいと思っております。

第3点目には、第4次総合計画に盛り込まれている公共施設の建設位置の再検討についてお尋ねします。

第4次下田市総合計画の基本構想及び基本計画を策定に当たり、審議会の副会長として、また下田市幼稚園、保育所再編整備基本計画の策定に当たり、下田市立学校等再編整備審議会の会長として、市長や教育長から諮問を受け、審議に参加し、意見、要望を付して答申した一人として、このたび市長が新庁舎等建設事業に関し、新庁舎に図書館を併設して、複合施設として平成27年度までに建設し、約21億円を投じて現在地に建設する計画を3月11日の東日本大震災を教訓に、東海地震に備え白紙に戻し、津波を受けない高台などに建設予定地を変更する方針を明らかにしたこと、また教育長におかれましては平成26年4月開園目標に約5億6,000万円を投じて下田第3保育所の用地へ建設を目指していた新設の認定こども園について、建設場所の再検討が不可避であると判断したこと、まことに賢明なことと私は賛意を表したいのであります。

そこで、今後の取り組みでございますが、新庁舎等建設事業であります。先ほど伊藤議員が、いわゆる建設の位置の決定の時期はいつなんだと、そしてその基本構想、基本計画の策定業務は平成24年の債務負担行為で1,800万円予算を上げ、そして本年度分のいわゆる予算として720万円、こういったものについての取り扱い等詳細に質問し、わかりましたので、これはやめます。ぜひひとつ、答弁どおり進行していただきたいと思っております。

したがって、この項目においては認定こどもの園の建設事業に絞って質問をさせていただきます。

下田市立学校等再編整備審議会は、実は本年の1月26日、下田市幼稚園、保育所再編整備

基本計画についての答申に当たりまして、最後のまとめのところで、基本計画の実施に向けてと、こういう項目で今回の再編計画は幼稚園3園、保育所5園の公立施設8園を統合するという大規模な計画であるため、さまざまな機会を活用して保護者や市民、関係者に説明し、合意形成に努めることを強く提言をさせていただきました。

ここで、教育委員会のこの1月以降、答申した以降の合意形成に対する取り組みについて、ひとつお尋ねいたします。

それから、建設関係でございますが、先ほどの質問で建設時期、いわゆる開園の時期は平成26年4月開園は、これは目標どおりだと、こういう回答がございました。そこで、お尋ねしたいんですが、特に本年のこの手続でございますが、庁舎の建設につきましては、いわゆる基本構想を専門業者に委託する。そして、市民の意見を聞く組織もつくと、こういう本当に念には念を入れた組織で検討するわけでありませぬけれども、この認定こども園の代替地を含めての再検討でございますけれども、どのような組織でこの見直しをしていくのか。庁内では、再編の組織はあるようではありますが、市民的な考え方も、意見も聞くのかどうか、そういったことでこの建設地の決定までの調整手続についてお尋ねしたいと思います。

同時に、認定こども園もやはり現在地を変えるわけですから、決定の時期、目標というものを明確にしなければいかんと思います。ただ、この庁舎建設と違いまして、平成26年の4月オープンでありますから、そう庁舎ほど時間がございませぬ。そういうようなことで、これらについての本年度の手続、あるいは決定の時期等の目標についてお尋ねをしたいと思っております。

最後に4点目、2級河川稲生沢川及び蓮台寺川の周辺整備についてお尋ねします。

市民の飲料水の源として、健康づくりの場所として、安らぎを求める場所として、そして観光資源として大切な私は河川だと思っております。とりわけ、治水対策の推進と水辺空間の整備は、私は重要な課題だと思っております。

そこで、第1点目には、ちょっと角度が違って恐縮でございますが、津波対策でございますが、下田港に直結しているこの稲生沢川、蓮台寺川、35年前、私がちょうど議員になった翌年でございますが、昭和51年7月11日の集中豪雨により、この2河川が氾濫し、そのことによりまして稲生沢地区をはじめ周辺地区は多大な被害をこうむりました。国の激甚災害対策特別事業に採択され、全面的に改修事業が実施されたわけであります。

この事業は、上流地域の水をいかに早く下田港に流すことに主眼が置かれまして、数カ所の堰が取り崩されております。過日の東日本大震災による津波において、稲生沢川の本

郷橋上流地域までボートが流されている現実を見ると、東海地震による大震災が発生したとき、津波による大きな被害をこうむるのではないかとこの周辺住民も大変心配しているのが事実であります。

静岡県の津波対策は、河川では東海地震の第3次被害想定をもとに、水門の建設や堤防のかさ上げを実施しているようでありますけれども、県土木事務所との協議をし、できれば総点検をこの3月11日以降していなければ、総点検を実施していただいて、必要あれば津波対策を講じていただくべきであると思いますが、いかがなものでしょう。

2点目は、水辺空間の整備でございます。これは、いわゆる平成12年、11年前でございますが、のときにつくられた下田市都市計画マスタープランには、稲生沢地区のこの将来像として、身近な自然とともに歴史を生かす温泉のまちづくりというのが将来像でございました。具体的には、稲生沢川の花と緑のある歩行者空間の形成と水質の保全をしようと、こういう1つの具体的な方針が出されたわけであります。また、さらに平成18年、5年前でございますが、この5年前につくった下田市都市計画マスタープランはまちづくりの方針として、稲生沢川や蓮台寺川の水辺、周りの山々に親しみ、快適な地域をつくろうと。具体的には、稲生沢川や蓮台寺川沿いを歩きたくなるようにする、そういったところにしようではないかというのが、いわゆるこの10年間以上のマスタープランの骨格であります。

このように、都市計画マスタープランの基本方針に掲げているように、稲生沢川や蓮台寺川を歩きたくなるような周辺の環境整備に取り組むことが私は大事だと思います。この数年、沿線住民はしだれ桃の植栽や、あるいは静岡県のリバーフレンド制度に協調参加し、従来に増しての環境美化活動を推進している状況にあります。あえて質問をいたしますが、すばらしい方針、目標を打ち出しておるわけですが、行政の立場からこの10年間、どういう具体的に取り組んできたのか、一応教えていただきたいと思っております。

そして、3点目には、実はこれを推進するためには、ぜひ私は市民会議の設置が必要だと思います。下田市都市計画マスタープランをより現実味を帯びたものにするためには、管理者である県、下田市、そして民間団体として稲生沢非出資漁業協同組合やリバーフレンド制度を県と締結している各区や稲生沢地区の青少年健全育成会や稲生沢中学校、周辺の旅館等の企業者及び稲生沢地区の奉仕団体と市民会議を構成しまして、定期的な意見交換を通じて官民が一体となって稲生沢川及び蓮台寺川の周辺整備を推進していくべきと私は考えておるわけでありますが、いかがでございましょう。

以上、質問を終わります。

議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 防災関係のご質問であります。

スピードを上げて防災関係に取り組みということは、もう肝に銘じて、私は今回の災害の中で感じておりますので、できる限りいろいろな場を設けて、市民の方に情報提供しながら、あるいは情報を収集しながら、マニュアルづくりに、まず取り組んでいきたいというふうに思っております。

いろいろな面での予算措置ということでございますが、昨日も答弁をさせていただきましたが、必要な財源ということはやはり早め早めに積極的につけていきたいという思いを持っておりますので、どのような形になるか、これはわかりませんが、今後の議会と予算要望がまた上げさせていただくことになるかもしれません、よろしくお願ひしたいと思ひます。

避難生活の計画書の作成について、学校関係あるいは自主防災会、行政のほうと常に連携しながら役割分担等を決めるということにつきましては、まさに大川議員が住んでいらっしゃる蓮台寺区が大変この辺は先行しているというようなことも聞いておりますので、こういう避難所の運営マニュアルというのはやはり防災組織と、それからそういうところから推薦をしてくれるような方々を選出して運営をしていただくような計画づくりになるんじゃないかというふうに思っておりますので、これも自主防災会等の意見を聞きながら取り組んでいきたいと思ひます。

医療救護活動ということで、既に締結してあります賀茂医師会と賀茂の市町村という中で協定を結んでありますので、これは現実的には今まで余り活用されていないのではないかとということで、多分、賀茂の看護師会の方々の参加はいただいているというふうに思ひます。私どもの中村地区においても、二、三年前、西伊豆病院の看護師さんに出ていただいて避難訓練をした経験がございますので、今後もこういう組織のほうと参加要請をしていきたいというふうに思ひます。

自主防災会の活性化事業補助金の増額でございます。これは議員が区長さん等やられている中で、特にこの4年間の中ですごく感じたという切なる要望でございます。大分、15年度あたりから比べますと少しずつ減ってきている今補助金の額でございますが、これも県補助の対象になるかと思ひますので、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

市内の経済活性化についてのご質問でございました。下田市地域経済対策連絡会の議会側からの代表を呼べと、当局は議会側に対する思いやりがないよというようなご指摘ござい

ましたが、現実にこの3月の震災を受けた後、早速に意見交換会というのをさせていただきました。当然、ここに入っております市内経済団体の代表者にお集まりいただいて、現状報告聞いたわけでありますが、特に当日は議会側からも議長と副議長をオブザーバーで参加させてくれという議会側の申し入れがありましたので、増田議長と土屋忍副議長ですかね、参加をさせていただいた経過がございます。

今後、こういう協議会とか連絡会議等、ここ数年、議会側からの申し合わせで議員は出ないというような形の中での方向性が出されておりますので、今後もそういう面につきましては議会側とぜひ検討願いたいというふうに思っております。

観光基本計画であります。23年度の施政方針の中の重点事項の中で、着手するというふうに明記をさせていただきました。その後、政策会議等を開きまして、基本方針をつくりまして庁内合意はもう既にできております。予算に関しましては、計画原案のものにつきましては、手づくりで進めるということですので、予算計上しておりませんが、今後必要に応じて補正対応が出てくる可能性はあります。

計画策定につきましては、平成23年度、24年度ということで、大変申しわけありませんが、2カ年を予定をさせていただいております。平成25年度の予算に反映できるような計画をそれまでにつくっていききたいというふうに思っておりますので、この観光基本計画の計画期間というのは平成25年から平成34年までの10年間の計画づくりをこの2年間でしていきたい。具体的には、行動計画、それから実施体制を明示しまして、これを実現をしていくというような内容にしたいというふうに思います。

それから、計画の進捗管理をするということで、実施しましたプランを評価、検証できる体制も計画策定段階から検討していきたいと、こんなふうに思います。一応、組織につきましては、観光というのが総合産業でありますので、観光業者、商業者、それから農林水産の関係者、市民団体あるいは市民の方々、どういう形に入っていたのか、下田市の観光振興推進本部というのを設置いたしまして、今までは大体行政がつくった計画案を市民に見せて、それで市民の意見を求めるということでしたが、今回は各団体組織、行政がともに計画案を策定するというような、市民と行政と一体型の組織としていきたいというふうな形です。決定の組織としましては、経済団体及び行政のトップによる会議を設置してまいりたいというふうに思います。

現在は、策定基本方針案の内容を関係機関、観光協会とか商工会議所と協議をしておる段階でございます。

あとは、認定こども園の関係は、また担当課のほうから答弁をさせます。

それから、2級河川稲生沢川及び蓮台寺川の周辺整備につきましても、担当課のほうでということでもよろしく願いいたします。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは認定こども園関係について答弁をさせていただきます。3点ほどご質問があったかと思えます。

まず、1点目の合意形成の取り組みについてなんですが、これにつきましては場所が決まってから改めて保護者の皆様、市民の皆様にそういう機会を設けてお知らせをしたいというふうに、ご理解をいただくような機会を設けたいというふうに考えております。

場所決定のことについて、再度市民の意見を求めるかということですが、これは再編計画の方針的なものについては、先ほども申しましたように変わっておりません。利便性のよい場所を変えるというようなことですが、再度改めて意見聴取を行う必要はないのではないかと、そのように考えております。

3点目の場所決定の時期でございますが、やはりこれはかなりスケジュール的にきつものになるかと思っております。特に、新たな建設位置が造成を伴う、そういう場所になった場合には開発行為の手続きですとか、造成の時間、そういうものもかかりますもので、非常にタイトなスケジュールになるかと思うんですが、そういうことからこの7月あるいは8月中くらいには、具体的な場所決定をしなければならないと、そのような考えを持っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 2級河川の関係ですけれども、1点目の津波対策につきまして、議員ご指摘のとおり改修そのものが雨水を早く海のほうに流すという視点で改修していますので、津波に対する対策というものが大きなものがされております。

その中で、稲生沢川に注ぐ小さな河川といいますか、排水路といいますか、そういった部分については一定の対策がされています。自動で閉まるゲートであるとか、あるいは水門であるとか、そういった部分につきましては先日のアシの関係でもそうでしたけれども、パトロールをしておりますので、今年の5月の23、26日にパトロールをしまして、ゲートや水門も当然点検をしておりますので、何ら異常なく、そういう部分では整備はしているという状況です。



それから、次の水辺空間の関係でございますけれども、まず行政の立場から取り組んできたのかというお話が1点ございます。マスタープランをつくってから、我々はプランにあるものを同時にすべてが取り組みができませんので、まず第1点目に取り組んだのが、議員からも当時ご指摘がありました学校統合に関する交通問題を、まず第1点目に取り組みました。それなりの成果は出していると思っております。

次に取り組んだのが、旧町内の道路の見直しということで、そこに非常にエネルギー等を使っております。そんなことで、同時に取り組んで、水辺空間が本来であれば地区の方も頑張っているから、取り組むべき必要があるという認識はしておりますけれども、現実には申しわけありませんが、具体的には取り組めておりませんでした。

しかし、今回再度そういったことで、議員さんからは前々からも、直接私も意見をいただいておりますし、当然地区の方が頑張っていることも認識しておりますので、それらを見逃すわけにはやはり行政としていかないということで、今回の機会に先日もお話ししましたが、どうしてもキーワードといいますか、管理者のところ非常に私もちょっと注意をしているところがありまして、今回の件を踏まえて報告行きます。そのときがスタートラインになるのかなと。

具体的に、ではどう動かすのかというのが、議員が提案されておりますそういったことで幅広く、そういった組織化することが必要であるという認識は僕も持っております。その中で、ではどういった形で落としどころを持ってうまく進めていくのかというものには、一定の下調整といいますか、いろいろな調整が必要かとは思いますが。その中で、できれば、この場をお願いするのは申しわけないんですけども、地区の力もやはり必要ということで、この場をお借りして申しわけないんですけども、その辺の調整はまた議員さんにも多々お願いするのかなと思っておりますので、その辺のご了解はよろしくお願ひしたいと思います。具体的には、スタートラインに立って取り組むということでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 今回、一般質問で4年間の空白がありまして、ともかく要望的な、こういうことを取り組んだらどうだろうという、市長が言う提案型の質問がいいだろうと、市長の欠陥をどうだこうだというよりは、そのほうがきれいだろうと、もう70になりましたから、そんなことで選んでみました。

そこで、大体おおむねわかったんですが、特に防災計画で全協的にも言われて、課長も言

われているけれども、資料編、私ずっとあの厚いのを読んできたんですよ。資料編のあれは、やっぱり見直すところが結構あるんです。例えば、下田高校と市長と覚書を締結していますね、これも実際、実は去年の12月に下田高校の副校長と地元の自主防災会の3区と、そして市も入れて体育館の2階でもどうぞ7日間結構ですよという話があるわけです。ですから、その辺の見直しをしてみるとか、これは今でもできるわけです。ですから、僕が見た範囲では、資料編の中でもなかなか見直しをしてみるといっても、いろいろな手続が必要なんだけれども、すぐさましなきゃいかんという部分のところがあるわけです。それをぜひ見直したほうがいいんじゃないかと思うんですが、後でまたちょっと回答してください。

それから、避難生活の計画書、一番心配しているのは学校なんですよ、校長先生。これは今、もう転勤がですね、例えば稲生沢の校長は西伊豆から来ているとか、こういう形が多いわけですね、郡下で転勤しているから。そうすると、何かあったときに、だれか責任者いないと困りますよと。例えば、稲生沢の場合は広域避難場所は、もう稲生沢中学、稲生沢小学校、そして下田高校の体育館と、この3者を稲生沢地区はもう恐らく避難地の生活の拠点とするでしょう。そうすると、もう小学校なり、中学校の校長は大変心配しているわけです。

ですから、自主防災といっても、3区なら3区でやると、だれが責任者になるんだって、いろいろな問題点があるわけです。そうすると、やっぱり何だかんだ言っても、市のいわゆるリーダーシップが物すごく大事なんです。私らも原案ある程度つくりましたが、どうかですね、これはひとつこの点について学校は大変心配しているので、ひとつ精力的にやっていただきたいなと、こう思います。

それから、市内経済活性化についての、何か市長は議会と申し合わせして、この種の会合はもう議会は出ないよというようなことだと、この4年間で決めたかどうか知りませんが、その以前は少なくとも附属機関の審議においては、これは議会は昔個々の運営協議会がそうだったんですが、6人ぐらい出て、そこで決まれば、もう全部本番の議会審議が形骸化したと、こういう経過があるわけです。だけれども、この種のあれはね、僕が思うのは、やっぱり市内経済のこれは緊急もあるし、ある程度長期的、中期的な計画も出さなければなりません。そうすると、やっぱり当局と民間と議会が、これが一丸となってお互いに建設的な意見持って対応するというのが、これ普通なんですよ。伊豆縦貫と同じなんだ、これは。そういう視点から、やっぱりこの辺についてはオブザーバーじゃなくて、正々と議長なり委員長なり出て、そしてやっていくと。議会内は議会内で、それが委員会中心になるのか、それは別にしても、よく内部で検討して、そして代表者が出ると。こういうことでないと、市

民から見ればですね、何だか何やっているんだと、議会はという感じを持たれるわけです。

特に、私はこの間の全協で思いましたよ、緊急対策。全部ただ報告だけですよね、もう決まって、それで若干質問があったら、それで終わり。今度の補正の予算だってそうだと思いますよ、臨時列車出しますと、これを議会で審議したっていかようにもならないし、いろいろな商店街のどうだこうだというのは、やっぱり一定の範囲で議会がその政策形成の中で意向を反映させないと、まずいと私は思うんです。これはひとつ、ぜひ庁内で検討していただきたいと、こう思います。要望だけで結構ですよ。

この稲生沢川の市民会議の設置は、ぜひひとつ建設課長、あんたひと肌脱いで、やはりリバーフレンド制度へ参加しましたと、初年度は20万の材料くれて、翌年度はもう2万円のあれで担当者もだれだかわからない、県の。そういう冷たい、温かさのない行政の姿というのは、僕は一番まずいと思う。真剣に住民はやって、汗水たらして一生懸命やっているのに、ただ机上で物を判断して進めていくというのは、まことにもっていかんと、こう思います。ひとつ皆さん、今日は回答は要りませんから、ぜひひとつ私の提案を真剣に受けとめていただいて、下田市の前進のために全力を尽くしていただくことを最後にお願いして終わります。議長（大黒孝行君） これをもって、14番 大川敏雄君の一般質問を終わります。

議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 4時54分散会